

第1部

令和2年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

はじめに 令和2年度を振り返って

1 すべての女性が輝く令和の社会へ

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の拡大¹により人々の生活が変容し、特に女性への深刻な影響が浮き彫りになるとともに、他方でテレワークなど女性活躍の新たな可能性が見られる一年となった。また、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月閣議決定。以下「4次計画」という。）の最終年度に当たり、4次計画の成果目標の達成度評価を実施したところ、目標を達成したものが全体の約3割に留まったことから、女性活躍加速に向けた施策への取組は必ずしも十分とは言い難い状況にある。

令和2（2020）年12月25日には、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下「5次計画」という。）が閣議決定された。5次計画は、「男女共同参画を推進していくことは、国民一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提」であり、また「今が、国民一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点」という問題意識の下、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させていくこととしている。

また、令和2（2020）年4月から、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議を開催し、令和2（2020）年6月11日に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定した。これに基づき、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくこととしている。

2 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができる環境整備に関しては、令和2（2020）年9月より、労働政策審議会において、男性の育児休業取得促進策等について議論を行い、令和3（2021）年1月に建議が取りまとめられた。これを踏まえ、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を第204回国会（令和3（2021）年）に提出した。

社会保障制度については、被用者保険の適用拡大が進められており、令和2（2020）年5月に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が成立し、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、令和4（2022）年10月に100人超規模、令和6（2024）年10月に50人超規模の企業で働く短時間労働者まで適用範囲を拡大することとされた。また、民間企業における配偶者手当については、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促している。

非正規雇用対策については、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム・有期雇用労働法」という。）及び改正労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）が、令和2（2020）年4月から施行された（パートタイム・有期雇用労働法の中小企業への適用は令和3（2021）年4月1

¹ 新型コロナウイルス感染症拡大に対する主な政府の取組は、特集第3節で整理している。

日)。民間企業における配偶者手当については、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促している。

このほか、ポジティブ・アクションの推進等によ

る男女間格差を是正する取組に関して、女性を含めた新人船員の定着を図るため、船員の働き方改革の推進を図るための「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案」を第204回国会（令和3（2021）年）に提出した。

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の強化

内閣府は、5次計画について、実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整を行っている。

男女共同参画会議においては、新たな男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方や「女性活躍加速のための重点方針」に関する調査審議を行った。

男女共同参画推進連携会議においては、国・地方男女共同参画推進ネットワーク等を通じた民間・地域との連携体制づくりを進め、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGO等との連携を図るとともに、経済分野における女性の活躍促進及び若年層との連携について重点的な活動を行うチームを組織し、取組の裾野の拡大や連携の強化を図った。

第2節 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

(1) 男女共同参画会議の活動

男女共同参画会議及び専門調査会での意見を踏まえ、すべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性活躍加速のための重点方針2020」（以下「重点方針2020」という。）を決定した。また、「重点方針2020」に盛り込まれた施策の令和3（2021）年度予算概算要求への反映状況等について調査し、

重点方針専門調査会委員へ報告した。

また、令和元（2019）年11月に内閣総理大臣から諮問された新たな男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について、男女共同参画会議の下に設置された第5次男女共同参画基本計画策定専門調査会にて検討が進められ、第61回男女共同参画会議（令和2（2020）年11月11日）において答申された。第62回男女共同参画会議（令和2（2020）年12月25日）において、内閣総理大臣から5次計画の案が諮問され、妥当である旨の答申がなされた。この答申を受け、同日に5次計画が閣議決定された。

(2) 男女共同参画推進本部の活動

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員として、閣議決定により内閣に設置されている。同本部には男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っている。

令和3（2021）年3月9日、男女共同参画推進本部・すべての女性が輝く社会づくり本部の合同会議が開催され、内閣総理大臣から全閣僚に対して、5次計画に盛り込んだ女性の登用・採用目標の達成に向けて、令和3（2021）年度・同4（2022）年度に取り組むべき具体案を、令和3（2021）年6月目途に策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に盛り込むこと等の具体的な指示が出された。

(3) すべての女性が輝く社会づくり本部の活動

すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成26(2014)年10月、様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、日本の最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員として、閣議決定により内閣に設置された。令和2(2020)年7月、女性活躍の動きを更に加速するため、今後政府が重点的に取り組むべき事項として「重点方針2020」を決定した。

(4) 男女共同参画推進連携会議を通じた連携強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議を開催している。内閣府では、同会議が開催した第39回全体会議(令和2(2020)年10月13日)、第40回全体会議(令和3(2021)年3月1日)及び「聞く会」(令和3(2021)年3月12日)において、5次計画の趣旨の周知及び意見交換を行った。

(5) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

我が国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、情報交換等を通じて、国際機関及び諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた(第13章第2節参照)。

(6) 年次報告書及び男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、男女共同参画社会基本法第12条に基づき、「令和2年版男女共同参画白書」(「令和元年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「令和2年度男女共同参画社会の形成の促進施策」)を作成した。

また、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催するとともに、「令和2年度 男女共同参画の視点からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響等に関する調査」を実施した。

(7) 男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実等

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月閣議決定)においては、4次計画等でジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められていることを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進するとされている。

総務省統計研究研修所において、ジェンダー統計に関する講義を行い、国及び地方公共団体の統計担当者の育成を図った。

独立行政法人国立女性教育会館(以下「国立女性教育会館」という。)では、「男女共同参画統計に関する調査研究」を実施するとともに、女性教育情報センターにおいて、男女共同参画・女性・家庭・家族に関する国内外の広域的・専門的な資料・情報を収集し、広く提供している。また、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet(ウィネット)”²及び女性アーカイブの整備充実を推進している。

(8) 苦情の処理及び人権侵害に対する被害者救済の充実

内閣府では、国及び地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)における男女共同参画社会の形成に関する苦情処理や人権侵害事案の被害者救済体制、令和元(2019)年度の苦情処理件数等の把握を行い、取りまとめた。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員(令和3(2021)年2月1日現在全国で202人を指名)が、男女共同参画センターに開設された行政相談所等において、男女共同参画に関する施策についての苦情等を受け付けている。

第3節

地方公共団体や民間団体等における取組の強化

(1) 地方公共団体との連携・支援の強化

全都道府県・政令指定都市に、男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課(室)

² 国立女性教育会館 女性情報ポータル“Winet(ウィネット)” <https://winet.nwec.go.jp/>

が置かれている。

内閣府は、地方公共団体に対して、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図った。

また、新たに策定された5次計画について、地方公共団体の理解の促進を図り、5次計画を勧案した都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定並びに必要な取組の促進を図るため、都道府県知事及び政令指定都市市長宛てに通知を発送するとともに全国の地方公共団体担当者を対象とした説明会を開催した。また、市区町村を対象に策定に係る課題等についての調査を行うとともに、策定状況の「見える化」を含む情報提供を実施した。

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の強化・充実

男女共同参画センター・女性センター（以下「男女共同参画センター等」という。）は、男女共同参画に関する研修、情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等、多様な機能を有しており、NPO、NGO、住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点としての役割を期待されている。

内閣府では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画センター等の管理者等に対し国の施策について周知するとともに、参加者が事例発表やグループ討議を通じて各地域の男女共同参画センター等が抱える課題について共通認識を深め、他地域の取組の情報の積極的な活用を図ることを目的として、「男女共同参画センター等の管理者等との情報

交換会」を実施している。令和2（2020）年度においては、令和3（2021）年2月に、国の男女共同参画の取組を紹介したほか、「地域における男女共同参画推進の拠点としてのセンターの役割～コロナ禍で何をすべきか～」をテーマにグループ討議を行った。

(3) 国立女性教育会館における取組の推進

国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の男女共同参画の推進に向けた人材育成を図るための研修等を行うとともに、男女共同参画に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共同参画の推進を支援している（第4章第3節、第5章第1節2、第8章第7節、第11章第1節1、3、第11章第3節1、2参照）。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、平成13（2001）年度から「男女共同参画週間」（毎年6月23日から同月29日まで）を実施している。この週間に際して、令和2（2020）年度は「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、「女性のチャレンジ賞表彰」（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を始めとした各種の広報・啓発活動を行った（第2章第3節参照）。さらに、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を促進するため、固定的役割分担感に捉われない「デザイン素材」の無償提供に向けて取組を行っている。

第2章

男性中心型労働慣行等の 変革と女性の活躍

第1節

長時間労働の削減等の働き方改革

平成31年（2019）年4月より順次施行されている働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）に基づき、同一

労働同一賃金など非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備等が図られるよう企業への周知、支援に取り組んでいる。

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と

生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という。)に基づき、官民一体で、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている。仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現状況について、点検・評価を行っており、令和3(2021)年3月には、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で設定されている数値目標の進捗状況等について取りまとめた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2020」を公表した。

また、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「公共調達等取組指針」という。)に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式又は企画競争方式による調達を行うときは、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施している。また、努力義務となっている地方公共団体でも国に準じた取組が進むよう働きかけを行っている。さらに、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会³(以下「東京2020大会」という。)に関する調達や民間企業等における各種調達でも国と同様の取組が進むよう働きかけを行っている。

厚生労働省では、労使の自主的な取組を促進するため、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等の働き方・休み方の改善のための具体的な取組方法について、業種や企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を行っている。また、労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対する助成等、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を進める事業主に対する支援

を行うとともに、長時間労働が行われている事業場に対して重点的な監督指導を行っている。

内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」という。)、女性活躍推進法等を踏まえ、各府省等において策定された取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めた。また、「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」を改正した(令和3(2021)年1月29日)。

人事院では、平成31(2019)年4月から施行された超過勤務命令の上限に関する制度について、令和元(2019)年度における各府省の運用状況を把握し、必要に応じて指導等を行った。また、各府省における超過勤務の縮減に向けた取組を支援している。

総務省では、総務省と地方公共団体職員との意見交換により、各団体に共通する課題への対応策について検討することを通じて作成した「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブック」(令和元(2019)年度作成)を活用し、各団体の取組事例等を情報提供することにより、各地方公共団体に対して職員の時間外勤務縮減等、働き方改革に向けた一層の取組を働きかけている。さらに、テレワークの活用など、地方公務員のワーク・ライフ・バランス推進に資する先進的な取組事例の情報提供を行っている。

第2節

家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を実施し、男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」及び部下の仕事と育児の

³ 令和2(2020)年3月30日に、東京オリンピックは令和3(2021)年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。

両立に配慮する管理職を表彰する「イクボスアワード」等の表彰により好事例の周知を図ったほか、参加型公式サイト⁴の運営や男性の育児休業取得に向けた様々な情報を記載したハンドブックの配布を行った。あわせて、企業担当者等を対象としたセミナーを全国各地で開催したほか、公式サイト⁴の充実等情報発信を強化し、男性の仕事と育児の両立のための職場環境改善を促進する取組を進め、男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。

さらに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づき、育児休業、介護休業等の申出・取得等をした労働者の就業環境が害されることのないよう、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成21年厚生労働省告示第509号。以下「育児休業等に関するハラスメント指針」という。）の内容の周知徹底を図るとともに、指導等により、同法の着実な履行確保を図っている。

令和2（2020）年6月、改正育児・介護休業法の施行により、育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、労働者が事業主に職場におけるハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれ、職場におけるハラスメント防止対策が強化された。

加えて、育児休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、事業主への周知及び指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。あわせて、職場におけるハラスメントの防止対策を促進するため、ハラスメント総合情報ポータルサイトの運営やリーフレット等による周知啓発を実施している。また、令和2（2020）年9月より、労働政策審議会において、男性の育児休業取得促進策等について議論を行い、令和3（2021）年1月に建議が取りまとめられた。これを踏まえ、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組

みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を内容とする「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案」を第204回国会（令和3（2021）年）に提出した。

第3節 男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では、「重点方針2020」を踏まえ、男性の暮らし方・意識の変革への気運醸成のための普及啓発活動として、令和2（2020）年度においても、主に子育て世代の男性が家事・育児等の中、料理への参画を目的とした「“おとう飯”始めよう」キャンペーンを実施するとともに、地方自治体において行われた同キャンペーンなどの「男性の家事・育児等参加応援事業」の支援を実施した。

また、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」について、妊娠・出産・子育てに際して、男性ができることを考えるきっかけとなるようハンドブックを活用した啓発活動等の推進を引き続き実施したほか、妊娠・子育て中のインスタグラマーに依頼し、自身の体験を投稿してもらうなど、子育て層を中心に男性が休暇を取得することについて考えてもらう機会を提供した。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を実施している（本章第2節参照）。

第4節 ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

内閣府及び厚生労働省では⁵、女性活躍推進法の改正に伴い、一般事業主行動計画の策定等の義務対象拡大や情報公表の強化等が図られることを踏まえ、その円滑な施行に向け、関係法令の改正内容等

⁴ 厚生労働省委託事業「イクメンプロジェクト」 <https://ikumen-project.mhlw.go.jp/>

⁵ 内閣府は公務部門（特定事業主行動計画、都道府県・市町村推進計画、協議会等）を、厚生労働省は民間部門（一般事業主行動計画等）を担当。

の周知を行った（対象拡大は令和4（2022）年4月1日施行）。

内閣府では、上場企業において業種ごとに女性役員比率が高い企業の一覧や、女性活躍推進のメリット等をまとめた企業向けリーフレットを作成し、全上場企業等に配布するなど、引き続き「見える化」を通じた気運の醸成を図った。

また、女性の登用に関する取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を対象として「女性が輝く先進企業表彰」を実施し、令和2（2020）年12月に内閣総理大臣表彰1社、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰6社の合計7社を表彰するとともに、周知・啓発を行った。

さらに、様々な立場にある女性が、自分に必要な支援を選択し、円滑に利用できるよう、各実施機関の支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する「女性応援ポータルサイト」について掲載情報等の充実を図っている。

加えて、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」では、令和2（2020）年11月に大臣参加のもと、ミーティングを開催した。令和3（2021）年2月には、会発足後、初となる地方でのシンポジウムを広島県で開催し、会への参加を呼び掛けた。その他、好事例を掲載した冊子を作成し、周知に使用した。

厚生労働省では、女性活躍の推進に向けて企業が行う取組を促進した（第3章第4節参照）。さらに、女性活躍推進に取り組む事業主に対する支援を行った（第4章第3節参照）。

経済産業省では、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業

価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定しているところ、令和2（2020）年度は、「なでしこ銘柄」を45社、「準なでしこ」を19社選定した。また、女性を始め多様な人材の能力を活かして、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業（「新・ダイバーシティ経営企業100選」、「100選プライム」）を表彰・選定すること等を通じて、ダイバーシティ経営の普及啓発を行った。令和2（2020）年度は「新・ダイバーシティ経営企業100選」として14社（大企業9社、中小企業5社）、「100選プライム」として2社を選定した。

第5節 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し

社会保障制度については、女性を含め、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、より多くの働く方の年金などの保障を厚くしていく観点から、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、令和4（2022）年10月に100人超規模、令和6（2024）年10月に50人超規模の企業で働く短時間労働者まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2（2020）年5月に成立した。

民間企業における配偶者手当については、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促している。

第3章

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第1節

政治分野における女性の参画拡大

平成30（2018）年5月に公布・施行された、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

（平成30年法律第28号）では、国及び地方公共団体の責務等を規定している。

内閣府では、同法を踏まえ、今後の環境整備等の参考とするため、女性の政治参画への障壁等に関する調査を実施した。また、政治に参画しようとする

女性の人材育成のため、オンライン研修を実施した。さらに、政治分野における女性の参画状況を分かりやすく「見える化」するため、女性の政治参画マップを毎年作成しており、令和2（2020）年は同法の概要や女性ゼロ議会の状況等を盛り込んだマップを作成し、地方公共団体等に配布した。また、「市町村女性参画状況見える化マップ」の項目を拡充し、市町村議会における女性が活躍しやすい環境の整備状況を「見える化」した。

加えて、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、各政党や地方議会における男女共同参画の状況について毎年公表するとともに、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」の中で、地方議会における両立支援状況について調査してきたが、令和2（2020）年度は、議会における通称又は旧姓の使用のために取り組んでいる施策についても調査し、公表した。

さらに、5次計画に基づき、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会（三議長会）に対し、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備等について要請を行った。また、議員活動と家庭生活との両立支援策を始めとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成、ハラスメント防止研修の実施の促進についても、三議長会を含む地方六団体へ要請を行った。

総務省では、「地方議会・議員のあり方に関する研究会」において、女性を含めたより幅広い層が地方議会議員として参画しやすくなるための環境整備等に関して検討し、令和2（2020）年9月に報告書を取りまとめ公表した。また、令和2（2020）年11月に「地方議会活性化シンポジウム2020」を開催し、地方議会で活躍している女性議員からの事例発表を通じて、好事例の周知等の情報発信を行った。当該報告書や「地方議会活性化シンポジウム2020」のアーカイブ動画その他地方議会における取組事例については、総務省のホームページに「地方議会」のページを設けて掲載し、周知を図っている。

加えて、地方公共団体職員を対象とする会議の場において、法の概要及び地方議会における出産・育児・介護等に伴う「欠席事由の整備」や「女性模擬議会」等の自主的な取組等について周知するとともに、地方公共団体における積極的な対応を依頼している。

第2節 司法分野における女性の参画拡大

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、検察官、裁判官及び弁護士における女性の参画状況を毎年公表している。

法務省では、検察官について、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、継続就業のための環境整備に配慮する取組等、仕事と生活の調和推進等の取組を実施している。

また、裁判官及び弁護士については、5次計画に基づき、最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請するとともに、日本弁護士連合会に対し、女性法曹輩出のための取組や、継続就業のための環境整備に配慮する取組等を推進するよう要請した。

文部科学省では、法曹となり得る人材のプールを拡大すべく、法科大学院の公的支援の取組の枠組や、ロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ、法曹養成課程における女性法曹輩出のための取組を促進している。

裁判官の採用については、男女の別にかかわらず裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた者を採用しており、裁判官に占める女性割合は着実に増加している。なお、最高裁判所の女性裁判官は2名である（令和元（2019）年12月時点。「女性の政策・方針決定参画状況調べ（令和2年度）」）。

第3節 行政分野における女性の参画拡大

1 国の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 国家公務員に関する取組

内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画や「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」及び各府省等の取組計画に基づき、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めている。令和2（2020）年度は、

「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」を令和3（2021）年1月29日に改正し、「ワークライフバランス推進のための働き方改革」と「女性の活躍推進のための改革」を2つの柱に、性別や年代、時間制約の有無等を問わず全ての職員が、いかなる環境下においても、責任と誇りをもって生き生きと働ける職場環境作りに取り組むこととしている。

女性の採用については、国家公務員を志望する女性の拡大に向けて、新規採用だけでなく経験者採用試験等を含めた中途採用についても、内閣官房内閣人事局と各府省等が有機的に連携・協力し、SNSやオンライン配信等を積極的に活用して、働き方改革の取組やワーク・ライフ・バランスの実践例、職業生活への多様な支援等に関する情報等を発信するための説明会やイベントの開催などを通じて国家公務員の魅力等を伝えるための広報活動等を実施している。

また、男性職員の家庭生活（家事、育児、介護等）への参加を促進するため、大臣や事務次官、官房長等がメッセージを発出すること等により、職場の雰囲気醸成、管理職員に対する意識啓発、職員への仕事と家庭の両立支援制度の周知等を行った。

特に、4次計画における男性職員の育児休業取得の割合については、令和元（2019）年度に16.4%となり、政府目標（13%）を達成したところであるが、引き続き、育児休業取得率の向上、全ての男性職員による「男の産休」（配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇）の5日以上取得を進めている。加えて、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」（令和元（2019）年12月女性活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）に基づき、子供が生まれた全ての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指して取り組んでおり、令和2（2020）年4月から6月に子供が生まれた男性職員は、約9割が1か月以上の育児に伴う休暇・休業の取得を予定している。

加えて、男女全ての職員の「働き方改革」を進めるため、「女性活躍・ワークライフバランス推進取組指針」を踏まえ、働き方に対する価値観・意識の改革に取り組んでいる。業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした優秀な取組事例の横展開を図るとともに、フレックスタイム制や、テレワークの推進等による働く時間と場所の柔軟化を

進めている。また、業務継続とワーク・ライフ・バランス推進双方の観点から「働き方改革」に重点的に取り組む期間として、7月から9月の間に「働き方改革推進強化月間」を実施し、業務の見直しやテレワークの推進、休暇の計画的な取得等に取り組んだ。

人事院においては、5次計画が閣議決定されたことを踏まえ、令和3（2021）年2月、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けて」（平成27年12月人事院事務総長通知）の一部改正を行い、各府省において女性国家公務員の採用・登用の拡大等に向けた具体的取組が進むよう支援している。

また、女性職員の登用拡大に向けては、一部の研修をオンラインで実施するなど感染防止対策を講じつつ、引き続き、女性職員を対象とした研修の実施を通じて、相互啓発等による業務遂行能力の伸長、マネジメント能力開発、人的ネットワーク形成等の機会を付与している。また、「女性職員登用推進セミナー」の実施を通じて、本府省及び地方機関の人事管理・人材育成の責任を有する管理職員の意識啓発を図っている。そのほか、「メンター養成研修」の実施を通じて職場におけるメンタリングに関する基本的な知識を習得させるなど、女性職員のキャリア形成支援を行っている。

このほか、人事院では、各府省における職員の職場環境への円滑な適応、能力開発・専門性習得等のキャリア形成、仕事と生活の両立等に向けて、メンター制度の活用が進むよう「メンター制度の実施の手引き」（平成30年2月人事院人材局企画課長通知）において、女性職員の登用拡大に向けた取組の一類型としてメンター制度を整理し、その概要や留意点について説明したパンフレットを用いて普及・啓発を行っている。

内閣府では、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、国家公務員における女性の参画状況を毎年公表している。

（2）国の審議会等委員等における女性の参画拡大

内閣府では、「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」を毎年実施し、府省別の審議会等委員に占める女性の割合等について、内閣府ホームページで公表している。また、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用している。

(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画拡大

内閣府では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の採用・登用状況及び女性の採用・登用の拡大に向けた取組状況について、毎年調査を行っている。また、「独立行政法人等における女性登用状況等『見える化』サイト」において、各法人の女性役員及び管理職の登用に関する目標設定の状況や現状値、採用者数、職員数、育児休業取得者数等について一覧で調査結果を公表している。

2 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 地方公務員に関する取組

内閣府では、5次計画に基づき、女性職員の活躍に資する取組について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう、各地方公共団体へ要請した。

また、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、地方公務員における女性の参画状況を毎年公表している。

総務省では、各地方公共団体の特定事業主行動計画に基づく取組に対する支援を行っている。

また、総務省と地方公共団体職員との意見交換により、各団体に共通する課題への対応策について検討することを通じて作成した「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブック」（令和元（2019）年度作成）を活用し、女性職員の計画的な育成、時間外勤務の縮減、柔軟で多様な働き方の推進、男性職員の育児休業等の取得促進に向けた職場環境の整備など、積極的な取組の要請や女性活躍・働き方改革に資する先進事例の周知を行っている。

女性職員の人材育成に関しては、自治大学校における「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」及び各研修課程での「女性活躍・働き方改革」に関する講義を実施している。

消防庁では、消防吏員の女性比率を、令和8（2026）年度当初までに5%に増加させることを全国の目標としている。消防本部等に対し数値目標の設定による計画的な増員の確保、女性消防吏員の職域の拡大等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組むよう引き続き要請するとともに、消防署所

等における職場環境の整備が図られるよう、女性専用施設（浴室・仮眠室等）の整備に要する経費を支援した。また、消防吏員を目指す女性を増やすため、消防本部と連携しながら積極的な広報を展開するなどの取組を推進した。さらに、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への加入を呼びかける広報を行った。

警察では、男女共同参画に関する施策についての都道府県警察の幹部職員への教育の実施を始め、女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう様々な取組を推進しており、女性警察官の職域の拡大や、警察署長を始めとする幹部への登用が進んでいる。また、令和5（2023）年中に地方警察官に占める女性警察官の割合を全国平均で10%程度とすることを目標として、各都道府県警察が、それぞれにおいて策定している計画等を踏まえ女性警察官の採用・登用の拡大に向けた取組を推進した結果、令和2（2020）年4月1日現在で、当該割合は10.2%となっており、上記目標を早期に達成した。

(2) 地方公共団体の審議会等委員への女性の参画拡大

内閣府では、各都道府県、政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、女性割合の現状等を調査し公表している。

第4節

経済分野における女性の参画拡大

内閣府及び厚生労働省では、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進している（第2章第4節参照）。

内閣府では、令和2（2020）年度に、「女性リーダー育成モデルプログラム」に基づく女性役員育成研修を愛媛県との共催で実施した。また、地方公共団体が女性役員育成研修の企画・実施を行う際の参考となることを目的としたハンドブックを作成し、広く周知した。

また、令和2（2020）年度は、欧米等で活発化しているジェンダー投資について、その実態や状況について調査を行い、調査結果を全上場企業等に配布するなど、広く発信した。

加えて、「女性役員情報サイト⁶」の運営のほか、

上場企業において業種ごとに女性役員比率が高い企業の一覧や、女性活躍推進のメリット等をまとめたリーフレットを作成し、全上場企業等に配布するなど、引き続き「見える化」を通じた気運の醸成を図った。

また、民間企業における女性の社外役員等への登用を促すべく、国の審議会等の女性委員や女性役員育成研修修了者等に関する情報について「女性リーダー人材バンク」サイトにおいて公開するとともに、当該サイトの広報・周知を図っている。

さらに、「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で、民間企業における女性の参画状況を公表している。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図るとともに、企業における女性活躍推進の取組を促進している（第2章第4節及び第4章第2節参照）。

また、女性活躍推進法に基づいて策定された一般事業主行動計画に従って企業の取組が着実に進むよう、助言・指導等を行うことで法の実効性を確保するとともに、より多くの企業が「えるぼし」認定及び「プラチナえるぼし」認定（令和2（2020）年6月1日施行）を目指し取組を進めるよう周知・啓発を図っている。

さらに、女性活躍推進法に基づく取組が努力義務とされている常時雇用する労働者が300人以下の中小企業に対しても取組を加速化させていく必要があることから、「両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）」や「中小企業のための女性活躍推進事業」の実施により、引き続き中小企業の女性活躍推進の取組を促している。

あわせて、「女性の活躍推進企業データベース⁷」について、学生を始めとした求職者の利用を更に促進するため、機能拡充及び利便性の向上を図るとともに、企業に対して登録の促進を図っている。

以上の取組に加えて、女性の職業生活における活躍の推進をより一層加速するため、一般事業主行動計画の策定等の義務対象企業の拡大や情報公表の強化などを盛り込んだ女性活躍推進法等一部改正法が

第198回国会（令和元（2019）年）において成立した。改正内容についてあらゆる機会を通じて周知徹底を図っており、同法の着実な施行を通じて、女性の能力を十分に発揮できる職場環境を整備していく（令和2（2020）年6月1日施行、対象企業の拡大は令和4（2022）年4月1日施行）。

経済産業省では、「なでしこ銘柄」等の選定や、ダイバーシティ経営の普及啓発を行っている（第2章第4節参照）。

第5節

その他の分野における女性の参画拡大

厚生労働省では、女性医師や看護職員の復職支援、女性医師が働き続けやすい環境の整備等の取組を行っている（第7章第3節参照）。

内閣府では、各種機関・団体・組織に対して、女性の参画拡大の促進に向けて、実効性のあるポジティブ・アクションの導入等の取組が進むよう要請した。また、様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について「女性の政策・方針決定参画状況調べ」の中で取りまとめ、公表している。

⁶ 「女性役員情報サイト」 <https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/yakuin.html>

⁷ 女性の活躍推進企業データベース <https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

第4章

雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第1節

M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための長時間労働の削減等

内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、政労使、都道府県が密接に連携・協働するためのネットワークを支える中核的組織として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「行動指針」に基づく取組状況の点検・評価を行うための総合調整を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する好事例等の情報の収集・提供を行っている。また、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法及び「公共調達等取組指針」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を、国、独立行政法人等で実施しているほか、努力義務となっている地方公共団体で国に準じた取組が行われるよう働きかけを行っている。また、東京2020大会に関する調達や民間企業等における各種調達でも同様の取組が進むよう働きかけを行っている（第2章第1節参照）。

厚生労働省では、労使の自主的な取組を促進するため、労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対する支援を行うとともに、長時間労働が行われている事業場に対して重点的な監督指導を行っている。さらに、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成27年7月策定、平成30年7月変更）に基づき、労働行政機関等における対策、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する

支援等の過労死等の防止に関する対策に取り組んでいる。

加えて、事業者が労働者のメンタルヘルスケアに取り組むよう、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月健康保持増進のための指針公示第3号、改正平成27年11月健康保持増進のための指針公示第6号）の普及啓発、ストレスチェック（平成27年12月創設）の実施とその結果に基づく面接指導の実施の徹底を図るため、労働基準監督署を通じた指導や産業保健総合支援センターによる支援を実施している。

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」⁸において、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して「メンタルヘルス対策の基礎知識」や「悩みを乗り越えた方の体験談」等の情報提供を行うとともに、「こころの耳電話相談」⁹・「こころの耳メール相談」において、働く人のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関する電話・メール相談に応じている。令和2（2020）年度は、「こころの耳SNS相談」において、SNS相談を実施した。

さらに、女性活躍推進法において、事業主が自社の労働者の労働時間の状況等を把握した上で、行動計画を策定することを義務付けており、着実な履行確保に取り組んでいる。さらに、自社の女性の活躍状況に関する情報公表項目の選択項目のひとつとして「労働者の一月当たりの平均残業時間」を盛り込んでおり、情報公表に当たっては、「女性の活躍推進企業データベース」において公表を行うことを促進している。

総務省では、地方公共団体に対する助言、情報提供や女性活躍を始めとするダイバーシティ・働き方改革を推進するための実践的方策についての調査研究を行っている（第2章第1節参照）。

⁸ 厚生労働省委託事業 こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

⁹ 「こころの耳電話相談」 <https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/>

2 ライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方の実現

内閣府では、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会全体の気運を醸成するための取組として、「仕事と生活の調和」推進サイトを通じて、関係省庁の施策、関係団体等の取組や、「カエル！ジャパン」キャンペーンへの登録企業・団体の取組等を周知している。

また、企業等の取組を支援するための「カエル！ジャパン」通信（メールマガジン）を発行し、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や周知情報を分かりやすく紹介しているほか、経済団体との共催により企業経営者や管理職を対象にした「トップセミナー」を開催し、企業の先進的な取組事例や仕事と生活の調和に取り組むメリットに関する情報を提供した。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法等で定める妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止や、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントに係る事業主の防止措置義務について周知・履行確保を図っている。また、雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行った（第2章第2節参照）。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度（くるみん）及び特例認定制度（プラチナくるみん）の周知等により、認定を目指す企業の取組を促進している。

そのほか、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅周辺等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業を拡充している。

また、全国各地での企業向けセミナーの開催や仕事と家庭の両立支援プランナーによる個別支援を通じて、「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」や「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」の普及促進に取り組むとともに、同プランに基づき円滑な育児休業・介護休業の取得、職場復帰に取り組む中小企業事業主に対して助成金を支給している。特に、介護離職防止に取り組む事業主に対する助成金（介護離職防止支援コース）について、介護休業及び介護両立支援制度の利用日数の要件緩和等

を行うことにより、介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主に対する支援を拡充したほか、介護離職防止のため、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者の介護を行う家族が就労している場合に、その勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、仕事と介護の両立支援について学べる研修カリキュラムを策定した。

そのほか、「女性の活躍・両立支援総合サイト両立支援のひろば」において、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例の周知を行うことにより、効果的・効率的な情報提供を行っている。

加えて、「多様な正社員」制度の一類型である短時間正社員制度について、その導入・定着を促進するため、制度導入・運用支援マニュアルをパート・有期労働ポータルサイト¹⁰に掲載し、短時間正社員制度の概要や企業の取組事例の周知を図った。

さらに、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省が連携し、仕事と子育てや介護との両立等柔軟な働き方が可能となるテレワークの全国的な普及促進を図るため、「テレワーク・デイズ」や11月の「テレワーク月間」等に係るイベントの開催や周知広報を行った。

総務省では、地域や中小企業におけるテレワーク導入促進に向け、関係団体等と連携し「テレワーク・サポートネットワーク」を活用したセミナー・相談会を実施したほか、テレワーク環境整備のための費用補助、テレワーク導入を検討する企業等への専門家による相談対応、テレワークに先駆的に取り組む企業等に対する表彰、全国でのセミナー開催等の取組を実施した。

経済産業省では、地域の中小企業・小規模事業者が、そのニーズに応じ、地域内外の女性・シニア等の多様な人材を確保するため、企業の魅力発信やマッチングの促進等を行った。

厚生労働省では、適正な労務管理下における良質なテレワークの推進のため、令和3（2021）年3月にテレワークガイドラインの改定を行った。また、テレワーク相談センターにおける相談対応やコンサルティングを実施するとともに、企業のテレワークの導入・活用を促進するため、中小企業に対してテ

¹⁰ 「パート・有期労働ポータルサイト」 <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

レワークの導入や拡充に要した経費を助成する等の取組を実施した。

3 男性の子育てへの参画の促進、育児休業・休暇の取得促進

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」や男性の育児休業等取得促進に取り組んだ企業に対する助成金（出生時両立支援コース）の支給による支援を通して、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を図った。特に、令和2（2020）年度より個別面談の実施等により、男性の育児休業取得を後押しする取組を実施した場合の加算措置を設け、育児を行う男性労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主に対する支援を拡充した。また、男女別の育児休業取得率の情報公表が進むよう、取組を促している（第2章第2節参照）。

内閣府では、男性の家事・育児等参加に対する普及啓発活動を行った（第2章第3節参照）。

また、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」について、ロゴマークやハンドブックを活用した啓発活動等を引き続き実施した。

4 女性が活躍するための前提となる人材育成

厚生労働省では、女性の就業支援に向けた研修等が効果的に実施されるよう、女性関連施設等の職員を対象とした相談対応や講師派遣事業を実施した。なお、令和2（2020）年度からは、新型コロナの拡大を受け、オンラインでのセミナーも実施している。また、国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者等に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施している。

また、事業主等が行う職業訓練を支援するため、人材開発支援助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣等を行うほか、職業能力開発に関する情報

提供・相談援助等を行っている。

さらに、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成を行っている。

労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリア形成サポートセンターの整備などを通じ、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールであるジョブ・カードを活用しながら、労働者が身近に、必要な時にキャリアコンサルティングを受けることができる環境を整備した。

加えて、公的職業訓練において、再就職に向けた介護分野や医療事務分野等、多くの女性が活躍している分野での訓練コースの設定や子育て中の女性が受講しやすい託児サービス付きの訓練コースや短時間の訓練コースによる支援を実施している。

さらに、労働者の主体的な職業能力の開発及び向上を促進し、再就職時の職業能力に基づいた評価にも資するよう、業界共通の職業能力評価の物差しとなる技能検定をはじめ、企業・労働者双方に活用される職業能力評価制度の整備を推進した。

第2節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等の更なる推進

厚生労働省では、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底を行うとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する事業主に対しては、是正指導を行った。さらに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。

2 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、労働基準法（昭和22年法律第49号）第4条や男女雇用機会均等法の履行確保を図るほか、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、

情報公表、女性活躍推進に関する状況が優良な事業主に対する「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」（令和2（2020）年6月1日施行）認定等の取組の促進を通じて、女性の継続就業年数の長期化や管理職の女性割合の増加を図ることで、男女間賃金格差の是正に向けて取り組んでいる。

3 女性に対する各種ハラスメントの防止

厚生労働省では、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラ指針」という。）、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ指針」という。）、「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（平成28年厚生労働省告示第312号）及び「育児休業等に関するハラスメント指針」等の内容も含め周知啓発を行うとともに、事業主に対し、パワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント対策、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント対策及び事後の適切な対応等について指導を行っている。また、労働者及び事業主等からの相談に対しては、適切に対応している。

加えて、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント等職場におけるハラスメントの未然防止に向け一体的に施策を推進している。また、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的広報等を実施した。

以上の取組に加えて、職場におけるハラスメント防止対策を強化するため、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等に関して相談をしたこと等を理由とする不利益な取扱いの禁止などを盛り込んだ改正男女雇用機会均等法等の内容について周知・啓発を行うなど、誰もが働きやすい職場づくりを進めるための対策を進めている。

第3節

ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正

内閣府及び厚生労働省では、女性の活躍推進に向けて国や地方公共団体・企業等が行う取組を促進している（第2章第4節参照）。

厚生労働省では、ポジティブ・アクションが正しく理解され、企業における積極的な取組が図られるよう、女性活躍推進法に基づく取組を行う事業主に対する支援を行っている。

経済産業省では、「なでしこ銘柄」等の選定や、ダイバーシティ経営の普及啓発を行っている（第2章第4節参照）。

国土交通省では、トラック運送業における働きやすい職場環境の整備に向けて、引き続き、「ホワイト物流」推進運動セミナーの開催等を通して「ホワイト物流」推進運動の拡大・深度化を図るなど、荷主と物流事業者等が一体となった取引環境の適正化を進めるとともに、中継輸送の普及・実用化に向けた周知等を実施した。また、引き続きトラガール促進プロジェクトサイト等を活用して、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた経営者の啓発等に取り組んだ。

タクシー事業においては、女性ドライバーの採用に向けた取組や、子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行っている事業者の支援・PRをすることにより、女性の新規就労・定着を図るべく、平成28（2016）年に創設した「女性ドライバー応援企業」認定制度に基づく認定を行っており、令和2（2020）年度末時点で732事業者を認定している。

自動車整備事業においては、運輸支局長等による高校訪問や経営者向け人材確保セミナー等にて、女性活躍促進に向けた環境整備について取りまとめた「自動車整備業における女性が働きやすい環境づくりのためのガイドライン」の周知を行った。

建設産業においては、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」（令和2年1月策定）を踏まえて、各地域における女性定着のためのアクションプログラム策定の検討や建設産業女性定着支援ネットワークの全国大会などを行った。

女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るた

め、地域の造船企業と連携する等、造船専門教育の充実を図っている。さらに、女性を含めた新人船員の定着を図るため、船員の働き方改革の推進を図るための「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案」を第204回国会（令和3（2021）年）に提出した。

国立女性教育会館では、企業のダイバーシティ（女性の活躍促進）の推進者、管理職等を対象に、企業における女性活躍の取組事例等を紹介する「企業を成長に導く女性活躍促進セミナー」を実施した。

第4節

非正規雇用労働者の処遇改善、正社員への転換の支援

1 同一労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組や正社員への転換に向けた取組の推進

厚生労働省では、非正規雇用対策については、平成28（2016）年1月に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン」等に基づいた取組を進めてきた。

また、パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律が令和2（2020）年4月から施行された（パートタイム・有期雇用労働法の中小企業の適用は令和3（2021）年4月1日）。

雇用形態に関わらない公正な待遇を確保するため、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等により同法の着実な履行確保を図った。また、事業主が何から着手すべきかを解説する「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」や、各種手当・福利厚生・教育訓練・賞与・基本給について、具体例を付しながら不合理な待遇差解消のための点検・検討手順を詳細に示した「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル」等を活用し、周知を行った。さらに、パートタイム・有期雇用労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援するために、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援・普及促進等を行った。

加えて、企業における非正規雇用労働者の待遇改善等を支援するため、平成30（2018）年度より47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」において、労務管理の専門家による個別相談

やセミナー等を実施した。なお、令和2（2020）年度からは、新型コロナの拡大を受け、オンラインでの個別相談やセミナーも実施した。

2 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進

厚生労働省では、職務、勤務地、労働時間を限定した「多様な正社員」制度の普及・拡大を図るため、雇用管理上の留意事項や企業の取組事例について、オンラインセミナーの開催や専用サイトへの掲載により周知を行った。

また、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者本人の希望を踏まえて労働時間の延長等を行う事業主に対する支援を実施した。

有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件や、育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置について周知徹底を図るとともに、指導等により、同法の着実な履行確保を図っている。また、有期雇用労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和等を内容とする改正法案を第204回国会（令和3（2021）年）に提出した（第2章第2節参照）。

国の行政機関で働く非常勤職員の給与については、平成29（2017）年5月に、平成30（2018）年度以降、特別給（期末手当／勤勉手当）に相当する給与の支給を開始すること等を各府省等間で申し合わせた。当該申合せに沿って各府省において取組を行った結果、着実に処遇改善が進んできている。

総務省では、地方公共団体の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するための改正法（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号））の施行（令和2（2020）年4月1日）により、各地方公共団体で導入された会計年度任用職員制度について、制度導入後の運用の実態を把握し、必要な助言、情報提供を行っている。

第5節

再就職、起業、自営業等における支援

1 再就職等に向けた支援

厚生労働省では、子育て中の女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業

相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人
の確保、保育所情報等の提供、再就職に資する各種
セミナー等を実施している。また、「仕事と育児カ
ムバック支援サイト」による再就職セミナーやイベ
ントなどの情報提供を行うとともに、子育て等によ
り退職した者を再雇用した企業を助成金により、支
援した。

さらに、公的職業訓練において、再就職に向けた
介護分野や医療事務分野等、多くの女性が活躍して
いる分野での訓練コースの設定や子育て中の女性が
受講しやすい託児サービス付きの訓練コースや短時
間の訓練コースによる支援を実施している。

文部科学省では、多様な年代の女性の社会参画を
推進するため、関係機関との連携の下、キャリアア
ップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体
制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の
多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発
や、普及啓発を行っている。

2 起業に向けた支援

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通
じ、女性等を対象とする低利融資制度（女性、若者/
シニア起業家支援資金）を実施している。また、無担
保・無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等
により、起業・創業の支援を行っている。

また、女性の起業を後押しするため、全国各地の
金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャ
リア相談を行う民間事業者・NPO・各省関係者・
自治体をメンバーとした「わたしの起業応援団」を
設立した。また、支援者の育成のための研修等も実
施している。

3 自営業等における就業環境の整備

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と
生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者等に
対し、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確
保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対
策を推進している。

第5章

地域・農山漁村、環境分野に おける男女共同参画の推進

第1節 地域活動における男女共同 参画の推進

1 地域における政策・方針決定過程 への女性の参画拡大

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や
年齢等により役割を固定化することのないよう、地
域における多様な政策・方針決定過程への女性の参
画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の
視点が反映されることが必要である。

内閣府では、地域に根差した組織・団体における
政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけ
るとともに、地域における様々な課題について、男
女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連
携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動

が行われるよう支援するため、アドバイザーの派遣
を行った。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進
されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化
活動の振興を図った。

2 男女共同参画の視点に立った地域 活動の推進

厚生労働省では、「全国ボランティア・市民活動
振興センター」への支援や、地域住民相互の支え合
いによる共助の取組への支援（地域における生活困
窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）、労働
者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能
とする特別な休暇制度の普及促進（特に配慮を必要
とする労働者に対する休暇制度の普及等事業）を実
施している。

国立女性教育会館では、地域における男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設の管理職、地方公共団体職員及び女性団体のリーダーを対象に、男女共同参画の視点を持った地域づくりや、地域の男女共同参画を積極的に推進するリーダーとして必要な専門知識、マネジメント能力、ネットワークの活用等について学ぶ、「地域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関連施設・地方自治体・団体〉」を実施した。自治体の防災・危機管理担当部署、男女共同参画担当部署、福祉担当部署の管理職・職員、地域防災計画委員など、地域の災害対応において中心的な役割を担う自治体職員等を対象に、防災における男女共同参画視点の意義と対策方法についての具体的な情報提供を行う「男女共同参画の視点による災害対応研修」を実施した。

また、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を目指す「女性関連施設相談員研修」を実施した。

さらに、行政、女性団体、NPO、大学・企業等の担当者が組織・分野を越えて、連携・協働して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成の機会を提供する「男女共同参画推進フォーラム」を実施した。男女共同参画を推進する人材育成を図るため、地域の行政、センター等での事業の企画・運営に携わる職員を対象に「地域における男女共同参画推進のための事業企画研修」を実施した。その他、女性関連施設の機能の充実・強化を図るための調査研究等の成果の普及を図った。

第2節 地方創生における女性の活躍推進

内閣府では、女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域女性活躍推進交付金により、同法に基づく協議会を始めとする多様な主体による都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速する支援や、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら就労等につなげる支援等、関係団体と連携して地域の実情に応じて地方自治体が行う取組への支援を行った。さらに、令和3（2021）年3月16日に開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊

急対策関係閣僚会議」において決定した「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」の中で、孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆やつながりを回復することができるよう、地方公共団体が、NPOなどの知見を活用して、きめの細かい、寄り添った相談支援などを充実させるためのメニューを「地域女性活躍推進交付金」に新設することとした。また、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進するため、地方公共団体に同法に基づく推進計画を市町村が策定する際には、都道府県と市町村の適切な連携が有効であることを周知し、男女共同参画計画等の改定のタイミングに合わせた策定を支援している。

消費者庁では、地方公共団体に対し、消費生活相談員の雇止めの見直しを含む処遇改善を働きかけるほか、登録試験機関が行う消費生活相談員資格試験の適切な運用及び平成31（2019）年4月に施行された指定消費生活相談員制度の適切な実施により消費生活相談員がその専門的知識、技術、経験に鑑みた任用及び処遇となるよう、引き続き、地方公共団体の長等への働きかけを行うとともに、地方消費者行政強化交付金を通じて地方公共団体の消費生活相談員の処遇改善に係る取組を支援した。

第3節

農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）を踏まえて、農業・農村において重要な役割を果たしている女性農業者等の声を地域農業に関する方針等に反映させるため、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けた。また、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことも踏まえ、委員・役員の任命・選出に当たっては、男女共同参画の視点に配慮するよう、農業委員会や農協関係団体等に対し女性の登用促進に向けた働きかけを行うとともに、女性農業委員の資質向上のための研修の取組を支援した。

さらに、女性農業者が、その能力を最大限に発揮

し、農業経営や6次産業化を展開することができる環境を整備するため、経営体向け補助事業について女性農業者等による積極的な活用を促進するほか、農業地域のリーダーとなり得る女性農業者を育成するため、リーダーシップ能力の向上のための研修等を実施した。

そのほか、女性林業者等を対象に実施する交流会や研修会、優良活動事例等の情報提供、起業活動のためのネットワーク構築等に対する支援や女性林業者の活躍促進のための課題解決に向けた取組を行い、山村地域における女性の活躍を推進した。

加えて、漁村女性や女性漁業者が中心となって取り組む特産品の加工開発、直売所の経営等の実践活動やその成果報告会の開催等に対し支援を行い、漁村地域における女性の活躍を推進した。

第4節

農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

農林水産省では、女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化した。また、農業経営において、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、農業におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、家族経営協定の締結の促進や、女性農業者が働きやすい環境の整備を推進した。加えて、女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援した。

また、農林水産業・農山漁村の発展に向け、女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における女性の優良な取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。

さらに、漁業・水産業の現場で活躍する女性が日々の生活や仕事の中で培った知恵を、様々な企業のニーズと結び付け、新しい商品やサービス、情報を社会に広く発信する「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」の取組を推進した。

第5節

男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

環境省は、令和3（2021）年2月8日付けで中央環境審議会の委員の任命を行い、委員30名中15名を女性委員とし、女性比率が50%となった。また、二国間クレジット制度（JCM）設備補助事業の立案・実施・稼働の段階において、ジェンダー平等を実現するために求められる行動に関するガイドラインを令和2（2020）年4月13日に公表し、代表事業者及び共同事業者を始めとする関係者に取組を促した。

文部科学省では、平成27（2015）年の持続可能な開発目標（SDGs）の策定及び令和2（2020）年に開始した持続可能な開発のための教育（ESD）に関する新しい国際的な実施枠組みである「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」等を踏まえ、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントを含む普遍的原則の必要性等を十分考慮しながらESDを推進している。

ESDの推進拠点として位置付けているユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校）で生まれたESDの実践に関する優良事例を、令和2（2020）年の全国大会において共有したほか、「SDGs達成の担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、SDGsの実現の担い手を育むカリキュラム開発、教員の能力向上、評価手法の開発等に取り組む大学、教育委員会及びNGO等を支援している。

第6章

科学技術・学術における男女共同参画の推進

第1節 科学技術・学術分野における女性の参画拡大

「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）に基づき、計画に掲げられた女性研究者の新規採用割合に関する目標値（自然科学系全体で30%）の達成に向けた取組を産学官の総力を結集して推進している。また、研究等とライフイベントの両立を図るための支援や環境整備、女性リーダーの育成・登用、次代を担う女性及びその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の醸成等の取組を促進している。

第2節 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備

文部科学省では、出産・育児等のライフイベントと研究との両立や女性研究者の研究力の向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業」を実施している。令和2（2020）年度においては、「特性対応型」を新設し、分野や機関の研究特性や課題等に対応し研究効率の向上を図りつつ、女性研究者の活躍を促進する取組を支援した。

また、独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員（RPD）事業」においては、博士の学位取得者で優れた研究能力を有する者が、出産・育児による研究中断後、円滑に研究現場に復帰して大学等の研究機関で研究に専念し、研究者としての能力を向上できるよう支援している。

さらに、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づき、文部科学省において女性研究者の研究環境整備や研究力向上に取り組む機関の連携を図り、他機関への普及・展開を行う全国ネットワークの構築、海外事例の調査分析等を踏まえた

支援方策の検討や、女性教員比率等ダイバーシティ環境情勢の状況に応じた国立大学の運営費交付金の配分を行っている。加えて、内閣府子ども・子育て本部、文部科学省、経済産業省、厚生労働省において、子育て中の研究者の多様な保育ニーズに対応できる学内保育施設やサポート制度等の充実を促進している。

第3節 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成

内閣府では、ウェブサイト「理工チャレンジ（リコチャレ）～女子中高生・女子学生の理工系分野への選択～」において、理工系分野での女性の活躍を推進する産学官からなる「リコチャレ応援団体」の取組やイベント、理工系分野で活躍する女性からのメッセージなどを情報提供している。また、令和2（2020）年8月にオンラインシンポジウム「進路で人生どう変わる？理系で広がる私の未来2020」を理工チャレンジウェブサイト上に掲載し、全国の女子中高生とその保護者・教員へ向けて、理工系で活躍する多様なロールモデルからのメッセージを配信した。また、女子児童・生徒等の理工系分野への進路選択を促進するために必要な調査研究や情報提供を行っている。

国立研究開発法人科学技術振興機構では、女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切な理系進路の選択を可能にするため、大学や民間企業等の女性研究者・技術者を始めとした科学技術分野を背景に持った社会人や理系分野で学ぶ大学生等と女子中高生の交流機会の提供や、実験教室・出前授業の実施等、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。

第7章

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

生涯にわたる男女の健康の 包括的な支援

1 包括的な健康支援のための体制の構築

内閣府では、女性応援ポータルサイトを活用し、女性の健康に関する広報活動による普及啓発を行っている。

厚生労働省では、毎年3月1日から同月8日までの「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動等を展開するとともに、地方公共団体が同週間に実施している取組を集約し、ホームページで公表し、女性の健康づくりを推進している。

乳がん及び子宮頸がんについては、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めることとし、個別の受診勧奨・再勧奨やクーポン券等の配布とともに、精密検査未受診者に対する受診再勧奨を進める「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施し、女性特有のがん検診の更なる受診率向上に取り組んだ。

また、厚生科学研究費補助金において、女性の健康支援に関する情報提供サイト「ヘルスケアラボ」の運営、女性の健康を支援する立場にある専門職の育成に広く活用されるための教本の作成等、女性の健康の包括的支援に向けた研究を推進している。

2 ライフステージ別の取組の推進

内閣府では、女性応援ポータルサイトを活用し、個人が妊娠、出産等についての希望を実現することができるよう、個々のライフデザインやキャリアの形成に関する普及啓発を行っている。

文部科学省では、学校において、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、児童生徒の現代的な健康課題に対応するための体制づくりを推進している。

性に関する指導については、学習指導要領の通り、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。

厚生労働省では、HIV陽性者等で構成されるNGO等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施している。

また、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」（平成30年厚生労働省告示第9号）に基づき、効果的な普及啓発や検査・相談体制の充実・拡大、医療の提供等、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療関係者やNGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開している。

さらに、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生省告示第15号）に基づく対策の推進を図っている。

職場における健康管理については、「職場の健康診断実施強化月間」（9月）等を通じて労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断の受診及び受診後の措置の徹底を図っている。

また、労働安全衛生法に基づくストレスチェック（平成27年12月創設）の実施とその結果に基づく面接指導の実施等の適切な履行確保を図っている。

3 健康を脅かす問題についての対策の推進

政府では、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶に向けた取組の一層の推進を図っている。

警察では、関係機関との連携による水際対策の強化、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り等により薬物の供給の遮断を図るとと

もに、規制薬物等の乱用者の徹底検挙や広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図っている。

また、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めるほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るため、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるよう周知徹底を図っている。

また、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレットの作成・周知等を通じて、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

さらに、喫煙、飲酒、薬物乱用などの問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成等を行っている。

加えて、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組の支援を行った。

厚生労働省では、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の国民的啓発運動の実施や、啓発資料の配布等を通じて、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の危険性・有害性に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進し、薬物乱用防止対策の充実を図っている。

そのほか、指定薬物の迅速な指定等により、危険ドラッグの監視・取締りを実施するほか、指定薬物等による健康被害が起きないように、国、都道府県等の関係機関が連携して、指定薬物等の流通等の監視、健康被害等に係る情報収集、及び国民に対する情報提供を積極的に実施している。

加えて、受動喫煙対策を徹底するため、平成30（2018）年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が成立し、令和2（2020）年4月より全面施行された。同法に基づく対策を着実に実施するとともに、各種支援策の推進、普及啓発の促進も含め、総合的かつ実効的な取組を進めている。

また、都道府県等の実施する、若年女性に対する自主的な禁煙の試みを支援するための取組や、食生

活の改善を継続的に進められる環境整備等糖尿病の発症予防に資する取組等を支援している。

第2節 妊娠・出産等に関する健康支援

厚生労働省では、地域において安心して産み育てることができるよう、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療を提供する総合周産期母子医療センター等に対する財政支援を行うほか、分娩施設が少ない地域において、新規に分娩施設を開設する場合などの施設・設備整備や、産科医の不足する地域の医療機関への産科医の派遣に対する財政支援等を行った。また、令和2（2020）年度より、令和元（2019）年度に都道府県が策定した産科・小児科における医師確保計画に基づいて医師派遣調整等を行っている。さらに、令和2（2020）年度からは、妊婦が安心安全に受診できる医療提供体制を整備するため、産科及び産婦人科以外の診療科の医師に対する研修の実施や医師が妊婦の診療について必要な情報を得られる相談窓口の設置に対する財政支援を行っている。

加えて、産科においては、医師と助産師の連携を推進することとしており、安全・安心な出産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠、出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図った。

さらに、周産期医療の充実のため、「妊娠と薬情報センター」（国立研究開発法人国立成育医療研究センター）において、薬が胎児へ与える影響等の最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じた。また、小児用医薬品の安全対策の更なる推進を図るため、「小児と薬情報センター」（国立研究開発法人国立成育医療研究センター）で収集された小児用医薬品の使用情報や、その他これまでに得られている情報を整理収集し、専門家等が参加する検討会で評価の上、必要な情報提供を行っている。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対してきめ細かな相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を行い、箇所数を増加するとともに、令和元（2019）

年12月に公布された母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）を踏まえ、地域の実情に応じて、退院直後の母子に対する心身のケア等を行う産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けた取組を推進している。

また、妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、「女性健康支援センター」等において相談援助、特定妊婦等に対する産科受診等支援や若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保等を行っている（女性健康支援センター：令和2（2020）年8月1日時点84か所）。

さらに、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、現行の助成制度について所得制限の撤廃や助成額の増額（1回30万円）等、大幅な拡充を行った。

人事院では、国家公務員における不妊治療と仕事の両立の観点から、引き続き民間の状況を注視しつつ、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っており、令和2（2020）年度は、不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握するための職員向けアンケートを実施するとともに、アンケート調査の機会を捉え、不妊治療に関する周知資料も配付した。

このほか、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法について、法の周知や雇用管理上の措置を講ずるに当たった取組支援を行っている（第2章第2節及び第4章第1節参照）。

また、働く妊産婦の母性を守るため、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、労働者、医療関係者等に対し周知徹底を図っている。また、企業や女性労働者等に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」の運営等を行っている。

また、令和2（2020）年5月に新型コロナに関する母性健康管理措置を新設し、その適用について周知徹底を図った。また同措置として医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取

得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を取得させた事業主に対する助成を行った。

さらに、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男女雇用機会均等法に違反している企業に対して指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図った。

加えて、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」について、利便性向上等のために令和3（2021）年3月に改正する（適用は令和3（2021）年7月）など、その利用を促進している。

第3節 医療分野における女性の参画拡大

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行った。また、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、女性医師バンクによる職業あっせん等を実施した。

さらに、令和2（2020）年度においては、女性医師等支援で中核的な役割を担う拠点医療機関を各地域で選定し、復職支援から継続した勤務まで、パッケージとして女性医師支援を行うための経費について財政支援を行い、女性医師が働き続けやすい環境の充実に図った。

看護職員について、ナースセンターによる復職支援を継続して行っているほか、プラチナ・ナース活用に向けた実態調査を行っている。医療現場における暴力・ハラスメント対策については、令和元（2019）年度の研究結果を踏まえ、e-ランニング教材を作成した。

第4節 スポーツ分野における男女共同参画の推進

文部科学省では、国民一人一人が、日常生活の中で自然にスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ライ

フ]という姿の実現のため、関係省庁、地方自治体、スポーツ団体、経済団体、企業等で構成するコンソーシアムを設置し、加盟団体が連携・協同して、性別や年代、個人の関心や適性等に応じて身近な地域でスポーツが実施できる環境整備を行うための具体的取組を実施するとともに、スポーツの実施の習慣化につながる取組を支援した。

また、スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）において、中央競技団体における女性理

事の目標割合を40%以上と設定することを求めており、女性役員候補者への研修の実施などを通じて、スポーツ団体における女性役員の育成・マッチングを支援している。

さらに、女性アスリートの国際競技力向上に向けて、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や医・科学サポート、優れた女性コーチの育成を実施している。

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

1 女性に対する暴力を容認しない社会環境の整備

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。

内閣府では、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止する観点から、若年層に対する暴力の効果的な予防啓発を行うため、若年層に対して教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施している。

2 相談しやすい体制等の整備

(1) 相談・カウンセリング対策等の充実

新型コロナの感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われ、生活不安・ストレスにより、配偶者か

らの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されることから、内閣府では、令和2（2020）年4月から新たな相談窓口として、「DV相談+（プラス）¹¹」（以下「DV相談プラス」という。）を開始した。DV相談プラスでは、多様なニーズに対応できるよう、毎日24時間電話相談対応、SNS・メール相談、WEB面談対応、10の外国語での相談対応を行うとともに、各地域の民間支援団体とも連携し、必要な場合には、同行支援なども行うこととしている。

また、DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を推進している。加えて、令和2（2020）年10月から、最寄りの配偶者暴力相談支援センター等につながるDV相談ナビに、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」を導入し、相談窓口の更なる周知を図っている。また、性犯罪・性暴力被害者支援のため、令和2（2020）年10月から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を導入し、周知を図るとともに、若年層の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」を実施している。

警察では、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関との連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制

¹¹ DV相談+（プラス） 0120-279-889（つなぐ はやく） <https://soudanplus.jp/>

整備を進めている。

また、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」について国民への更なる周知を図るとともに、性犯罪被害者を含む犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度を運用している。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、インターネット人権相談受付窓口を開設するなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。令和2（2020）年における「女性の人権ホットライン」にて相談に応じた件数は14,324件である。

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）では、相談窓口や法制度に関する情報の提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及びDV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助（平成30（2018）年1月24日から運用開始）等の犯罪被害者支援業務を行った。また、経済的に余裕のない者については、民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助等による支援を行った。そのほか、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務、被害者参加旅費等の支給等の支援を行った。

(2) 研修・人材の確保

内閣府では、地方公共団体の職員、配偶者暴力相談支援センター、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等を対象とした研修事業を行っている。令和2（2020）年度においては、オンライン研修教材を開発し、提供した。

厚生労働省では、婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費への補助の創設、研修実施主体の拡大を図っている。さらに、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設において、学習指導員を配置するなどDV被害者等が同伴する子どもが適切に教育を受けられる体制整備や心理的ケアの体制強化を図るとともに、また、婦人相談所において、DV被害者等が同伴する

子どもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置している。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

法務省の人権擁護機関では、関係機関との連携を図りながら、迅速・適正な問題解決及びその予防に努めている。

出入国在留管理庁では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるとの認識の下、被害者である外国人を認知した場合、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、被害者の個々の事情を勘案の上、十分な配慮の下、事案に応じ、在留期間更新許可、在留資格変更許可又は在留特別許可に係る判断を行い、被害者の法的地位の安定を図るなど人道上適切に対応している。

警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関の紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性が認められる事案に一元的に対処するための体制を、平成26（2014）年4月までに全国の警察本部に確立し、組織による的確な対応を徹底している。

(4) 関係機関の連携の促進

内閣府では、配偶者等からの暴力の被害者に対する包括的な支援に向けて、自治体における民間団体との連携により、令和2（2020）年以降、加害者プログラムの試行実施を行い、プログラム実施の在り方と必要な取組を検討している。また、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、女性に対する暴力に関する専門調査会において関係省庁からのヒアリング等を通じて取りまとめた「重点取組事項」を踏まえ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「重点方針2020」を策定し、関係省庁と連携しながら関係施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の被害者支援連絡協議会や警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を設置し、関係機関相互に連携を図っている。令和2（2020）年4月現在、全ての都道府県警察において、被害者支援連絡協議会及び計1,173の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

また、各都道府県において民間被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っており、警察においては、これらの団体の運営に関して、関係機関と連携しつつ、必要な指導や助言等を行っている。

厚生労働省では、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において新設された売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の2に基づき、婦人相談所長に対し、母子生活支援施設への入所が適当と認められる母子について、都道府県等への報告等を義務付け、関係機関との連携の強化を図っている。

3 女性に対する暴力の被害者に対する効果的な支援

内閣府では、DV被害者等の支援を行う民間シェルター等の先進的な取組が促進されるよう、官民連携の下で取組を進める都道府県等に交付金を交付した。また、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」において、女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、関係機関が連携して、適切な対応をとることができるよう、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、民間支援機関等を対象としたオンライン研修教材を開発し、提供した。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。また、必要に応じて通信指令システムへの電話番号登録やビデオカメラの貸与等被害防止に資する支援を行っている。

厚生労働省では、「『婦人相談所が行う一時保護の委託について』の一部改正について」（平成28年3月31日雇用均等・児童家庭局長通知）を発出し、平成28（2016）年度から、性暴力・性犯罪被害の女性に

ついても、より適切な支援が可能な民間シェルター等への一時保護委託を可能とし支援を行っている。

4 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

内閣府では、被害者のニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を行う調査研究を実施した。また、男女間の取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に対応する施策の検討に必要な基礎資料を得ることを目的に平成11（1999）年度から実施している「男女間における暴力に関する調査」について、法令改正等を踏まえ、調査項目を見直した上で、令和2（2020）年度調査を実施するとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、男女間における暴力の実態及び被害者等からの相談状況の把握を行った。

警察では、「安全・安心まちづくり推進要綱」（令和2年3月一部改正）に基づき、防犯カメラの整備を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、パトロールを効果的に推進するとともに、防犯ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、防犯教育（学習）の実施、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、近年、繁華街等において児童の性に着目した新たな形態の営業が出現していることから、これらの営業について各地域の実態把握に努めるとともに、各種法令を適用した取締りを実施するほか、稼働している女子高校生等に対する補導を推進している。加えて、SNSに起因する児童の犯罪被害が増加していることなどから、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、SNS等に起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関する広報啓発活動を推進している。特に、スマートフォン等の普及を踏まえ、関係府省等と連携し、携帯電話事業者等に対する保護者へのフィルタリング説明義務等が徹底されるよう周知するほか、入学説明会等の機会を捉えた保護者に対する啓発活動や児童に対する情報モラル教育等の取組を推進している。

さらに、相談受理等を通じて認知したストーカー事案及び配偶者からの暴力事案について所要の分析を行い、その結果を警察庁ホームページ等で公表するとともに、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材の作成、ストーカー事案に関する情報を発信するためのポータルサイトの作成等の広報啓発を推進している。

第2節

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

内閣府では、「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「重点方針2020」を策定し、関係省庁と連携しながら関係施策を総合的に推進している。

また、令和3（2021）年3月、女性に対する暴力に関する専門調査会において、児童福祉法等一部改正法（令和元年法律第46号）の附則により、検討を加え、必要な措置を講ずることとされている「通報の対象となるDVの形態、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大」や「DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方」、コロナ下のDV相談件数の増加・深刻化や婦人保護事業の見直し、児童虐待対応とDV対応との連携の重要性の高まりなど近時のDV対策をめぐる動きについて、現状と課題の整理を行った。

厚生労働省では、若年層を始めとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談体制整備を支援するとともに、婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供や、見守り支援を行うための生活支援員の配置、モデル事業として実施してきたDV被害者等自立生活援助事業の全国展開など、退所後支援の充実を図っている。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう措置している。

警察では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基

づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

また、被害者支援連絡協議会の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

2 相談体制の充実

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われ、生活不安・ストレスにより、DVの増加や深刻化が懸念されることから、内閣府では、新たな相談窓口を開始した。また、DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた取組を推進するとともに、相談窓口の周知や配偶者暴力相談支援センター等に対する研修事業を行っている。

厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る「法的対応機能強化事業」を実施している。また、平成30（2018）年3月に「婦人相談所ガイドライン」（平成26年3月雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）を一部改訂し、婦人相談所における相談においては、関係機関との連携・調整の上で、必要な他法他施策も活用しながら、支援が適切に提供されるよう、相談体制等の充実を図っている。

3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、DV被害者等の支援を行う民間シェルター等の取組の促進を図るため、民間シェルター等と連携して先進的な取組を進める都道府県等に交付金を交付し、被害者のニーズに応じた支援のノウハウの蓄積や効果検証、課題の把握等を行うパイロット事業を実施している。また、「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」において、女性に対する暴力の被害者に対する中長期的支援等について知見のある専門家や民間団体の支援者等を講師に迎え、被害者の状況に即した支援の在り方等について学ぶ機会を提供して

いる。さらに、配偶者等からの暴力の被害者に対する包括的な支援に向けて、これまでの調査研究の結果を踏まえ、DV加害者プログラムを被害者支援のための加害者プログラムと位置づけ、現行法制度の枠内で実施可能なDV加害者プログラムの在り方や枠組みの整理を行うとともに、自治体を実施主体として、これまでの取組でノウハウを蓄積してきた地域の民間団体と連携し、試行的にDV加害者プログラムを実施した。

婦人相談所では、被害者及び同伴する家族の一時保護を実施するとともに、民間シェルター等に一時保護を委託している。また、厚生労働省では、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設においてDV被害者等の心のケア対策を行う心理療法担当職員や同伴児童へのケアを行う指導員の配置を促進しているほか、婦人保護施設入所者の施設退所後の地域生活への円滑な移行及び自立のため、施設入所者が、施設付近の住宅において地域生活等を体験するための支援を実施している。さらに、被保険者等から暴力等を受けた者（被害者）に係る健康保険制度における取扱いとして、配偶者に限らず、全ての被扶養者について、公的機関等が発行する暴力等を理由として保護した旨の証明書を付して申し出た場合に、保険者が被扶養者から外すことが可能であることについて、周知を行った。

警察では、女性に対する暴力の被害者に対して、加害者の検挙の有無にかかわらず、事案に応じた必要な自衛措置等暴力による被害の発生を防止するための措置について指導及び助言を行っている。

また、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、事案の危険性や被害の届出及び警察の執り得る措置を図示しながら分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」等を実施しているほか、危険性・切迫性の高い被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合にホテル等の宿泊施設への一時避難にかかる費用について、公費負担を行う措置を講じている。

4 関連する問題への対応

(1) 児童虐待への適切な対応

DV家庭で育った子どもには、常に緊張を強いられ、いつ暴力が始まるか分からない環境に身を置く

ことで、適切な安心感が育たないといった心理的影響があると指摘されており、児童相談所においても、配偶者暴力相談支援センターと連携をして、被害者の子供に対する児童心理司等による精神的ケア等の支援を行っている。また、令和元（2019）年度の調査研究においては、DVや児童虐待の関係機関相互の連携体制の強化を図り、支援の充実に資することを目的として、適切な連携を図るため、各機関の連携方法について事例収集、分析等を通じて、DV・児童虐待を包括的にアセスメントするためのツール・ガイドラインを作成しており、令和2（2020）年度は地方自治体に対し、これらの周知を行った。

内閣府では、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、女性に対する暴力をなくす運動において、児童虐待防止推進月間（11月）と連携しつつ、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知する等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進している。

(2) 交際相手からの暴力への対応

内閣府では、「男女間における暴力に関する調査」を実施するとともに、毎年、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施し、交際相手からの暴力を含む男女間における暴力の実態及び被害者等からの相談状況の把握を行った（第8章第1節4参照）。また、全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成・配布し、相談窓口の周知徹底を図った。

警察では、交際相手からの暴力について、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する事案については、検挙その他の措置を講じ、刑罰法令に抵触しない事案についても、被害者に対する防犯指導、加害者への指導警告等事案に応じた措置を講じている。

婦人相談所では、交際相手からの暴力の被害女性についても、一時保護を含め、支援の対象としている。

第3節 ストーカー事案への対策の推進

ストーカー対策に関する関係省庁では、「ストーカー総合対策」（平成27年3月ストーカー総合対策関係省庁会議、平成29年4月改訂）に基づく取組

の確実な実施を図っている。

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）その他の法令を積極的に適用し、加害者の積極的な検挙を行うなど、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性の認められる事案に一元的に対処するための体制による迅速かつ的確な組織的対応を徹底している。また、関係機関と連携し、被害者等の安全を確保するための措置を行うとともに、「被害者の意思決定支援手続」の実施や一時避難に係る宿泊費の公費負担措置等による迅速かつ的確な対応を徹底している。さらに、警察官が、地域精神科医等にストーカー加害者への対応方法や、治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進している。加えて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動も推進している。

厚生労働省では、婦人相談所等において、ストーカー被害者等の支援を実施している。

第4節 性犯罪への対策の推進

政府では、令和2（2020）年4月から、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を開催し、令和2（2020）年6月11日に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定した。これに基づき、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくこととしている。

1 性犯罪への厳正な対処等

法務省では、平成29（2017）年7月に施行された、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）の附則第9条に基づき、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行う

ための刑事法の在り方について検討を加えるため、「性犯罪に関する刑事法検討会」を開催し、法改正の要否・当否について幅広く議論を行った。

内閣府及び文部科学省では、子供を性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進するため、わかりやすい教材や啓発資料を共同で作成した。さらに、文部科学省では、学校側で相談を受ける体制を強化し、相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実を図った。

また、児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導した。さらに、教員採用権者におけるより適切な採用選考に資するよう、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた教員について、「官報情報検索ツール¹²」における懲戒免職処分歴等の情報の検索可能な期間を直近40年間に大幅延長したほか、省令（教育職員免許法施行規則等）を改正し、失効・取上げ事由である懲戒免職等の具体的事由等を官報公告事項として規定することとした。

厚生労働省では、性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害（PTSD）に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修」を実施している。

また、都道府県、指定都市の精神保健福祉センターにおいて、性犯罪によってPTSD等の精神的な症状が引き起こされた者に対して、精神保健福祉に関する相談支援等を実施している。

さらに、若年被害女性等に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施している。

2 被害者への支援・配慮等

(1) ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上

内閣府では、最寄りの性犯罪・性暴力被害者のた

¹² 文部科学省が平成30（2018）年度から教員採用権者（都道府県・指定都市教育委員会、国立・私立学校の設置者等）に提供している、官報に公告された教員免許状の失効の事由、失効年月日等の失効情報を検索できるツール。

めのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）につながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を令和2（2020）年10月に導入し、被害者がより相談しやすい環境を整えた。また、若年層の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」を実施している。令和3（2021）年秋には、夜間休日に対応できるコールセンターを設置予定であるが、コールセンターの設置に当たっては、コールセンターとワンストップ支援センターとの円滑な連携体制を構築し、緊急時に速やかに都道府県の緊急対応体制と連携することが必要であることから、ワンストップ支援センターの相談体制の整備について、地方公共団体へ令和2（2020）年12月に通知した。さらに、ワンストップ支援センターについて、センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化が図られるよう、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、24時間対応の推進や支援員の処遇改善等を含め、各都道府県の実情に応じた取組を支援し、性犯罪・性暴力被害者支援の更なる拡充を図っている。

(2) 女性警察官等による支援

警察では、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置や性犯罪指定捜査員の指定、警察官等を対象とした研修の充実等、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくりに向けた施策を推進している。

(3) 被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

内閣府では、令和2（2020）年度は、地方公共団体の職員等や性犯罪・性暴力被害者の支援を行う相談員等を対象としたオンライン教材を開発し、提供した。

法務省では、刑事手続の運用の在り方に関して、令和2（2020）年度において、性犯罪被害者の事情聴取の在り方をその供述の特性や心情等に配慮したより一層適切なものとするための検討を警察庁と行い、令和3（2021）年度から、精神に障害がある性犯罪被害者の事情聴取につき、その負担軽減及び供述の信用性確保の観点から、検察庁及び警察が連携し、被害者の事情聴取に先立って協議を行い、代表者が聴取を行う取組を試行することとしたほか、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組を更に検討している。

警察では、被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮し、被害者が安心して事情聴取等に応じられるよう、被害者の望む性別の警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

(4) 診断・治療等に関する支援の充実

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者の医療費負担軽減のため、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、ワンストップ支援センターが行う医療費支援の補助を行っている。被害者が居住する都道府県外での被害者等への支援について取扱いが様々であることが指摘されていることから、急性期の医療的支援を必要とする被害者が、ワンストップ支援センターを通じて医療機関を受診した場合には、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず、医療費支援の対象として対応するよう地方公共団体へ令和2（2020）年12月に通知した。

警察では、性犯罪被害者の緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等を公費で負担しているほか、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した対応に取り組んでいる。また、性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機関を受診した場合、後に警察に届出をするときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから、医師等が受診時にこれを採取するための資機材の整備に係る予算の確保、整備先となる医療機関等の拡大等に係る取組を推進している。

(5) 被害者等に関する情報の保護

法務省・検察庁においては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等がみだりに他人に知られないようにすることを求める制度について、円滑な運用に取り組んでいる。

(6) 被害者連絡等の推進

警察は、被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況等の情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、

刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する意見等聴取制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する心情等伝達制度を実施している。

(7) 専門家の養成、関係者等の連携等

内閣府では、性犯罪・性暴力被害者が安心して相談をし、必要な支援を受けられる環境を整備するため、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員等を対象とした研修を実施し、先進的な取組等の好事例を紹介するなどしている。令和2（2020）年度は、オンライン研修教材を開発し、提供した。

警察では、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した支援に取り組んでいる。さらに、警察庁において、地方公共団体等と連携して、性犯罪被害者を含む犯罪被害者等の支援について、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行っている。

3 加害者に対する対策の推進

警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者につ

いて法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

法務省では、性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実に向け、令和3年（2021）年3月、地方公共団体に対して出所者情報の提供ができる場合等を取りまとめた執務資料を作成・配布したほか、刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している専門的プログラムの更なる拡充等の新たな再犯防止対策について検討を行っている。

4 啓発活動の推進

警察庁では、犯罪被害者等への支援・配慮がなされるよう、地方公共団体等と協力して、「犯罪被害者週間」（毎年11月25日から12月1日まで）に合わせた啓発事業を実施している。令和2（2020）年度は、警察庁主催の「犯罪被害者週間」中央イベントを東京で開催するとともに、地方公共団体と共催の地方大会を長崎県及び岐阜県において開催し、基調講演やパネルディスカッション等を行った。

第5節

子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

政府では、「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民各層、民間事業者及び関係機関・団体と連携することはもとより、国際社会とも連携を図りつつ、国家公安委員会による総合調整の下、児童ポルノの製造や児童買春を始めとする子供の性被害の撲滅に向け、国民意識の向上のみならず、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した多角的かつ包括的な対策を総合的に推進している。

1 子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動（先制・予防的活動）を推進し、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

また、各種活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努め、児童の生命・身体を保護するとともに、性的虐待等の被害を受けた少年に対してその特性に配慮した継続的な支援を行っている。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知等に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等について周知している。

また、性犯罪被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対する相談援助が適切に行われるよう、児童相談所の相談体制等の充実を支援している。

また、法務省、警察庁及び厚生労働省においては、被害児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、記憶の汚染を防止して信用性の高い供述を確保するため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施しており、被害児童の事情聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどしている。

法務省の人権擁護機関では、若年層におけるコミュニケーションツールが電話やメール等からSNSへと変化している状況を踏まえ、令和元(2019)年度以降、SNS「LINE」を活用した人権相談体制の整備を進めている。

少年鑑別所では、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの心理相談等に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見を含め、相談体制の充実を努めている。

2 児童ポルノ対策の推進

警察では、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループによる悪質な事犯等に対する取締りを強化するほか、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除依頼、被害児童に対する支援等、総合的な児童ポルノ対策を推進している。

また、SNS等に起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図るとともに、関係団体及び関係事業者に対してサービスの態様等に応じた自主的な対策の強化を働きかけている。

内閣府、総務省及び経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行っている。

3 児童買春対策の推進

内閣府では、若年層の女性に対する性的な暴力である、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等については、平成29(2017)年5月に策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」等に基づき、アダルトビデオ出演強要やJKビジネスに関する問題、薬物(レイプドラッグ)等に起因する問題も含め、問題の根絶に向けて取組を推進している。

警察では、児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)等に基づき、児童買春の取締りを強化するとともに、被害児童に対する支援のほか、SNS上における児童の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対して、広範囲に注意喚起を行い、被害を未然に防止する広報啓発活動を推進している。

また、児童を組織的に支配し、SNS等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性に着目した形態の営業に従事させる事犯等の悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締りや、被害児童に対する適切な支援等を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するため、スマートフォン等のインターネット接続機器へのフィルタリングの普及促進を図っている。

4 広報啓発の推進

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)及び「青少年が安全に安心し

てインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」（平成30年7月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）」という。）に基づき、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、関係省庁や民間団体等と連携して、リーフレットの公表・配布等により青少年及び保護者等に対する広報啓発活動を実施している。また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）を踏まえ、内閣府と文部科学省は、共同で、子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」調査研究事業を実施し、発達段階に応じた教材や教職員向けの指導手引き、啓発資料等の作成に向けた現状調査、分析・検討を行い、報告書及び教材等を公表した。さらに、入学・進学時期である毎年4月を「若年層の性暴力被害予防月間」とし、必要な取組を集中的に実施することとしている。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等のほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、SNS等に起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動を推進している。

総務省では、インターネット、携帯電話等の状況に照らし、メディア・リテラシーの育成・向上に資する取組を行っている（第11章第4節参照）。

経済産業省では、関係者と連携して、セミナーの開催等を通じ、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を行っている。

また、教育委員会の研修等への講師派遣も実施した。

第6節 売買春への対策の推進

警察では、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化している。関係省庁は、売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進めている。

厚生労働省では、売買春からの女性の保護及び社会復帰支援のため、婦人相談員及び婦人相談所によ

る相談・情報提供並びに婦人保護施設による生活支援・心理的ケア・自立支援など、婦人保護事業を積極的に実施している。

第7節 人身取引対策の推進

人身取引（性的サービスや労働の強要等）に係る情勢に適切に対処し、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。また、人身取引議定書の締約国として、国際社会と連携して人身取引撲滅及び被害者保護に努めている。

内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・国際移住機関（IOM）、その他海外も含む関係機関に配布し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。また、令和2（2020）年4月を「AV出演強要問題・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、啓発サイトを用いた広報啓発を行うとともに、関係府省庁と連携し、インターネット、新聞、ポスター等各種媒体を活用した広報を実施した。さらに、各都道府県・指定都市に対し、同月間の周知を図るとともに、各地域の実情に応じた取組の実施について協力を依頼する旨の通知を発出する等の取組を実施した。

警察では、人身取引事犯の警察等への被害申告を呼び掛けるリーフレットを作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところへ配布するとともに、NGOと意見交換しながら人身取引の実態を分かりやすく示した資料を作成し、リーフレットの多言語版とともに警察庁ウェブサイトに掲載している。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業¹³」を運用している。

法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じて、人身取引の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措

¹³ 「匿名通報事業」 <https://www.tokumei24.jp/>

置を講ずることとしている。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げのほか、人身取引及びDVに関する専門的な知識を持った通訳者を養成するための研修を実施するとともに、他の法律・制度が利用できない場合には、被害女性の医療に係る支援も行っている。また、通訳・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を民間団体等に依頼し、婦人保護施設に入所する人身取引被害女性に対する支援の強化を図っている。

さらに、技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応として、労働基準関係法令違反が認められた場合に労働基準監督署においてその是正を指導しているなどのほか、令和3（2021）年2月、都道府県労働局の人身取引対策担当者により関係行政機関と必要な連携を行い迅速、的確に対応するとの取組の強化を図った。

国立女性教育会館では、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの委託を受けて、人身取引対策に取り組む機関の機能強化や連携、日本及び各国の人身取引対策について理解を深めることを目的とした課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」をオンラインで実施した。また、人身取引に関するパネルやブックレットの貸出を行うとともに、ホームページにおいて広く情報提供を行っている。

第8節

セクシュアルハラスメント 防止対策の推進

平成30（2018）年6月に取りまとめた緊急対策（すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、政府を挙げてセクシュアルハラスメントの被害の予防、救済、再発防止に向けた取組を推進している。

厚生労働省では、職場におけるセクシュアルハラスメントについて、男女雇用機会均等法及び「セクハラ指針」の周知啓発を図るとともに、法違反があった場合には是正指導を行うなど、その履行確保に取り組んでいる。また、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っている。あわせて、職場におけるハラスメントの防止対策を促進するため、ハラスメント総合情報ポータルサイトの運営やリーフレット等による周知啓発を実施

している。さらに、セクシュアルハラスメントによる精神障害の労災補償について引き続き周知するとともに労働者からの相談に適切に対応している。

人事院では、一般職国家公務員について、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアルハラスメントの防止等の対策を講じている。令和2（2020）年4月、人事院規則10-16（パワー・ハラスメントの防止等）の制定に併せ、人事院規則10-10を改正し、職員の責務について、これまでの注意義務規定を禁止規定に改め、同年6月から施行した。また、「国家公務員ハラスメント防止週間」（毎年12月4日から同月10日まで）を定め、職員の意識啓発等を図る講演会を開催したほか、セクシュアルハラスメント防止等についての認識を深め、各府省における施策の充実を図るため、各府省担当国会議を開催するとともに、ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。また、「ハラスメント防止研修」の指導者養成コースの実施を通じ、各府省におけるセクシュアルハラスメント等の防止を図るための研修の実施を支援している。さらに、幹部・管理職員を対象としたハラスメント防止研修の実施により、ハラスメントを防止する上で身につけておくべき知識等を付与している。

文部科学省は、教育の場におけるセクシュアルハラスメント防止のための取組等、必要な対策を進めている。

第9節

メディアにおける性・暴力 表現への対応

1 広報啓発の推進

内閣府では、青少年がインターネット上に流通する性表現や暴力表現等の青少年の健全な成長を阻害する違法・有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするため、青少年インターネット環境整備基本計画（第4次）等に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進している。

また、各都道府県の青少年保護育成条例に基づく規制事項や有害図書類の指定状況等を集約し、内閣府ホームページへの掲載を通じて、地方公共団体や関係機関・団体等への情報提供を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進している。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等のほか、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、SNS等に起因する児童の犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関しても広報啓発活動を推進している。そのほか、サイバー防犯ボランティア活動に関する活動上の具体的留意事項等を整理した「活動マニュアル」及び「育成カリキュラム」を活用して、新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援するとともに、既存の防犯ボランティア団体の活動を促進させ、犯罪抑止のための教育活動や広報啓発活動等を推進している。

総務省では、インターネット、携帯電話等の状況に照らし、メディア・リテラシーの育成・向上に資する取組を行っている（第11章第4節参照）。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施した。

経済産業省では、青少年が安心してインターネッ

トを利用できるよう、関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するためのセミナーを開催した。

2 流通防止対策等の推進

総務省では、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座（e-ネットキャラバン）を、情報通信分野等の企業・団体や文部科学省と協力して全国で開催（令和2（2020）年度は全国1,208箇所で開催）。この中で、自撮りに関する予防策等を啓発した。

警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報等を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。また、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、ブロッキングについて関係団体等に情報提供等を行うなど民間の自主的な取組を支援している。さらに、警察庁からの委託により、平成18（2006）年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、一般のインターネット利用者等から、インターネット上の児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報や、サイト管理者等への削除依頼等を行っている。

第9章

貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

第1節

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

1 就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組

短時間労働者に対する被用者保険の適用について、適用拡大が短時間労働者の働き方や企業経営に与える影響を踏まえつつ、令和4（2022）年10月に100人超規模、令和6（2024）年10月に50人超規

模の企業で働く短時間労働者まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年5月に成立した（第2章第5節参照）。

厚生労働省では、複合的な課題を抱える生活困窮者について、第196回国会（平成30（2018）年）で成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、相談

支援、就労支援、家計改善支援等の実施を着実に推進し、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化に取り組んだ。

2 ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）に基づき、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。具体的には、草の根で子供たちに寄り添った活動を行うNPO等の支援団体と、その活動を支援する意思と資源を持つ企業等とのマッチングの促進、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」によるNPO等の支援団体に対する活動資金の支援等が挙げられる。本基金については、令和2（2020）年度末時点で約15億200万円の寄付が寄せられ、同年7月には、新型コロナ対策を踏まえた食料の配布やオンライン学習支援などを行う20団体に対し緊急支援を行うとともに、令和3（2021）年1月には、申請のあった327団体から96団体を審査・選定し、同年4月から実施される活動を支援することが決定された。さらに、令和3（2021）年3月には、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」（令和3（2021）年3月新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議決定）の施策の一つとして、「地域子供の未来応援交付金」による支援を拡充し、子ども食堂や学習支援といった子供たちと支援を結びつけるつながりの場などをNPO等に委託して整備する地方公共団体を緊急的に支援することとした。

厚生労働省では、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費確保支援、④経済的支援という4つの柱に沿って、

- ・支援を必要とするひとり親家庭が行政の相談窓口
に確実につながるよう、地方公共団体の相談窓口
のワンストップ化の推進
- ・放課後児童クラブ等の終了後にひとり親家庭の子
供の生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等
を行うことが可能な居場所づくり
- ・高等職業訓練促進給付金等による就職に有利な資

格の取得の促進

- ・養育費相談支援センターにおける、養育費の取り
決めや面会交流に関する支援
 - ・児童扶養手当の支給や、母子父子寡婦福祉資金貸
付金の貸付
- 等、総合的な支援を実施している。

文部科学省では、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けることができるよう、教育の無償化・負担軽減に向けた取組を行っている。

例えば、初等中等教育段階における取組として、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、各市町村において行われる学用品費の支給等の就学援助事業に対する助成を行い、予算単価の増額など制度の充実を図っている。

後期中等教育段階における取組としては、年収目安910万円未満の世帯の生徒の授業料を支援する「高等学校等就学支援金」等の制度改正により、私立高等学校等に通う年収目安590万円未満の世帯の生徒を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現した。

また、低所得世帯（生活保護受給世帯・住民税非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」については、給付額の増額や、家計急変支援の実施等の充実を図った。

このほか、新たに「高校等専攻科の生徒への修学支援」を創設した。

また、高等教育段階における取組として、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、令和2（2020）年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給を拡充した。また、平成29（2017）年度に希望者全員に対する貸与を実現した無利子奨学金について、引き続き貸与基準を満たす希望者全員に貸与した。大学院生に対しては、給与型の経済的支援として、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）の業務に対する給与を各大学が自主的に支給している。

また、地域学校協働活動の一環として、経済的な理由や家庭の状況により、家庭での学習が困難で

あったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする児童生徒を含め、希望する全ての小・中・高校生を対象とした地域住民等の協力による原則無料の学習支援（いわゆる地域未来塾等）を推進している。

このほか、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の实情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

法務省と厚生労働省の両省から、養育費の確保に向けて、戸籍担当部署とひとり親支援担当部署の更なる連携強化の推進を求める事務連絡を発出した。また、法務省では、養育費に関する法的な知識をわかりやすく解説したパンフレット（合意書ひな形を含む。）を作成し、パンフレットを離婚届用紙の交付を求める当事者に離婚届用紙と同時に配布する取組を行うとともに、利用者目線に立って、父母が離婚をする際に考えておくべき事項をまとめたウェブページを公開した。さらに、養育費の不払いの解消に向けた課題や対応を検討するため、有識者による「養育費不払い解消に向けた検討会議」を開催し、令和2（2020）年12月24日に取りまとめを公表した。さらに、民事執行法（昭和54年法律第4号）の改正により、現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにしたほか、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続を新設したため、関係機関等にこれらの制度を周知した。

3 子供・若者の自立に向けた力を高める取組

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、様々な機関がネットワークを形成して支援を行う「子ども・若者支援地域協議会」の地方公共団体における設置・活用を引き続き推進しているほか、地方公共団体における「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保も推進している。また、アウトリーチ（訪問支援）に関する研修を始めとする各種研修を実施している。

さらに、平成30（2018）年度に実施した満40歳以上の者を対象としたひきこもりに関する調査の結果について、公的機関や民間支援機関の職員を対象とする研修などを通じて広報した。

文部科学省では、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進している。

また、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。

さらに、高校中退者等の高卒資格の取得に向けた学習相談及び学習の支援を実施するため、地方公共団体の取組を支援するとともに、新たな支援等における高校中退者等の学習相談・支援を可能とする体制のモデル構築を行う事業を実施した。

厚生労働省では、若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、「新卒応援ハローワーク」等を拠点に、新規学校卒業者や中途退学者、未就職卒業者に対する正社員就職の支援を実施するとともに、フリーター等の非正規雇用で働く若者に対しては、「わかものハローワーク」等を拠点に正社員就職に向けた支援を実施している。

また、「地域若者サポートステーション事業」について、高校中退者等の支援を更に充実させるため、学校等関係機関と連携し、卒業・修了年度の1月以降において進路が未決定の在学生に対する切れ目のない支援アプローチを強化した。

さらに、各都道府県、指定都市において、ひきこもりに特化した相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」による支援を実施した。

第2節

高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

総務省では、高齢者や障害者が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者や障害者向けの通信・放送サービスに関

する技術の研究開発を行う者に対し、助成を行った。
また、高齢者や障害者がテレビジョン放送を通じて情報アクセスの機会を確保できるよう、平成30（2018）年2月に策定した「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」を踏まえ、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作等に対する助成を通じて、字幕放送、解説放送及び手話放送の拡充を図っている。また、毎年その実績を公表し、各放送局の自主的な取組を促進している。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の開発及び実用化を支援した。

厚生労働省では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組んでいる。また、シルバー人材センターを通じて、高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進を図っている。また、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し推進を図った。

国土交通省では、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、介護や医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した民間金融機関によるリバースモーゲージ¹⁴の推進により、同住宅への住み替えを支援している。

消費者庁では、消費生活上特に配慮を要する消費者である高齢者や障害者等の消費者被害の防止のため、消費者安全確保地域協議会（消費者安全法（平成21年法律第50号））が構築されるよう、地方公共団体に対する働きかけ、先進事例の公表及び手引きの周知等を実施し、地域の実情に応じた実効性ある見守り活動の実施促進を図った。さらに、独立行政法人国民生活センターでは、高齢者等の悪質商法被害や商品等に係る事故に関する注意情報及び相談機関の情報等を、報道機関への情報提供やメールマガ

ジン「見守り新鮮情報」の発行等、多様な手段を用いて周知を図った。

文部科学省では、高齢者等の消費者教育を推進するため、消費者教育の取組事例等の情報提供などを行うとともに、地方公共団体へ文部科学省消費者教育アドバイザーの派遣を行っている。

内閣府では、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表した¹⁵。

2 障害者が安心して暮らせる環境の整備

政府では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成30（2018）年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第4次）」に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組むとともに、幅広い国民の理解を得られるよう、積極的な広報・啓発活動を行っている。

内閣府では、平成28（2016）年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の実効性ある施行のため、関係省庁や地方公共団体と連携しつつ、広く社会にその取組の働きかけを行っている。また、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図る観点から、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする同法の一部改正法案を第204回国会（令和3（2021）年）に提出した。

また、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表した（第9章第2節参照）。

警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響信号機、視覚障害者等の安全な交差点の横断を支援する歩行者等支援情報通信システム（Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するととも

¹⁴ 所有する住宅及び土地を担保に融資を受け、毎月利息のみを支払い、利用者（高齢者等）の死亡等で契約が終了したときに、担保不動産の処分等によって元金を一括して返済する金融商品。住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用する場合は、住宅の建設・購入等に関する融資に限られる。

¹⁵ 内閣府 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況 <https://www8.cao.go.jp/souki/barrier-free/bf-index.html>

に、スマートフォン等の操作により青信号時間の延長を可能とするものを含む。)、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進している。また、標示板を大きくする、自動車の前照灯の光に反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進している。

国土交通省では、バリアフリー法に基づき、政令又は省令で定める移動等円滑化基準への新設する施設等に対する適合義務及び既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。)において令和2(2020)年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化を推進している。

こうした中、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和2年法律第28号)が第201回国会(令和2(2020)年)において成立し、令和3(2021)年4月1日の全面施行に向け関係政省令を公布した。

また、基本方針について、新しい整備目標を策定するため、有識者、高齢者・障害者等団体等が参画する検討会において議論を重ね、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を一層推進する観点から、各施設等について地方部を含めたバリアフリー化や「心のバリアフリー」の一層の推進等を盛り込み、令和2(2020)年11月に最終取りまとめを行い、同年12月に告示を公布したところであり、令和3(2021)年4月より5年間の新しい整備目標に基づき、バリアフリー化を一層推進している。

また、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区において面的かつ一体的なバリアフリー化を推進している。さらに、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交

通機関、道路交通環境の整備を推進している。

高齢者、障害者、妊婦や子供連れを始めとする誰もがスムーズに通行できるよう、多様なニーズ調査を行い、道路構造の工夫等を盛り込んだ事例集を策定し、道路のユニバーサルデザイン化を推進している。加えて、平成27(2015)年2月に閣議決定された「交通政策基本計画」において、バリアフリー化の更なる推進を図ることとされている。

厚生労働省では、近年、障害者の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、本人の希望に応じた職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)や「障害者雇用対策基本方針」(平成30年厚生労働省告示第178号)等を踏まえた就労支援について、企業ごとのニーズに合わせた、準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」やハローワークと地域関係機関との連携による「障害者向けチーム支援」の推進、障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を充実・強化することにより、一層の推進を図っている。

また、平成28(2016)年4月より施行された、障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害者の差別禁止や合理的配慮の提供義務について、引き続き周知・啓発に取り組むとともに、必要に応じて都道府県労働局やハローワークにおける助言・指導等の取組により、引き続き、その着実な実施を図っている。

加えて、令和元(2019)年の障害者雇用促進法の改正により、障害者活躍推進計画の作成・公表義務が令和2(2020)年4月1日に施行されたことにより、各機関が定めた障害者活躍推進計画に基づき、各機関において障害者の活躍を推進する体制整備や、障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出、障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理等の障害者雇用に関する取組を適切に推進している。また、改正障害者雇用促進法のうち、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主の認定制度(もにす認定制度)及び週所定労働時間が20時間未満の短時間労働者を雇用する事業主に対する特例

給付金制度が創設されたことから、こうした新制度の円滑かつ適切な施行を進めている。これらの取組により、障害者にとって活躍できる職場環境の整備や定着支援等に係る取組を推進している。

3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を行っている。また、日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、新聞やインターネット等を用いて周知広報を行うとともに、全国50か所の法務局・地方法務局に10言語に対応した「外国人のための人権相談所」及び「外国語人権相談ダイヤル（ナビダイヤル：0570-090911(全国共通)）」を引き続き設置するほか、「外国語インターネット人権相談受付窓口」については、令和3（2021）年3月から、対応言語を2言語から10言語に拡大して相談対応を行っている。

出入国在留管理庁では、人身取引が重大な人権侵害であり犯罪であるとの認識の下、引き続き、被害者である外国人について、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。

また、外国人が抱える様々な課題を的確に把握するために、専門家の意見等を踏まえつつ、在留外国人に対する基礎調査を実施するとともに、地方公共団体や外国人支援団体等幅広い関係者から意見を聴取し、共生施策の企画・立案に当たって活用することにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる環境整備を進めている。

法テラスでは、人身取引被害者が、加害者に対して損害賠償請求を行うに当たり、当該被害者が日本に住所を有し、適法に在留している場合であって収入等の一定の要件を満たすときには、民事法律扶助が活用可能であること及び刑事訴訟において被害者参加制度を利用するに当たって、公判廷への出席に

要する旅費等が支給されること（被害者参加旅費等支給制度）、収入等の一定の要件を満たす場合には、国選被害者参加弁護士の選定を請求することが可能であること（被害者参加人のための国選弁護制度）について、多言語で情報提供し、その周知を図るとともに、これらの法的援助を実施した。

外務省では、日本で保護された外国人の人身取引被害者に対して、本人が希望する場合に母国等へ安全に帰還させるとともに再度被害に遭わないことを目的として、国連移住機関（IOM）への拠出を通じた帰国支援及び社会復帰支援を提供する事業を実施している。具体的には、被害者へのカウンセリング、ケースワーカーの派遣、通訳、帰国支援（渡航費を含む。）及び母国での自立・社会復帰支援（医療・教育・職業支援）等の支援が提供されている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会や独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」を実施しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人の子供の教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、平成31（2019）年4月に中央教育審議会に対し、新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問が行われ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についても検討し、令和3（2021）年1月26日に『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（答申）が取りまとめられた。また、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に地方公共団体に通知した。

また、外国人児童生徒等の指導を担う教師が必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツ及び来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツを作成した。

この他の取組として、学校教育法施行規則（昭和

22年文部省令第11号)において日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」を編成・実施できるようにしている。また平成29(2017)年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号)の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29(2017)年度から令和8(2026)年度までの10年間で計画的に実施している。

さらに、就学に課題を抱える外国人の子供を対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組への補助や、帰国・外国人児童生徒等の公立学校への受入促進、日本語と教科の統合指導や生活指導等を含めた総合的・多面的な指導の充実、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援や外国人高校生に対する包括支援等の指導・支援体制の整備等に係る地方公共団体の取組等への補助も引き続き行っている。

加えて、外国人児童生徒等の集住化・散在化、それぞれにおける課題を解決する先進的なプログラムの開発を実施しているほか、学習指導要領に基づき、子供たちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるために、国際理解教育を推進している。

文化庁では、我が国に居住する外国人が安心・安全に生活するために必要な日本語能力を習得し、日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の先進的取組に対する支援、日本語教室空白地域解消の推進、日本語教育人材の養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用や、都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりの推進を実施した。

厚生労働省では、ハローワークに通訳員等を配置し、きめ細かな職業相談体制の整備、多言語対応の更なる充実などを行い、外国人労働者の安定的な就労の促進に取り組んでいる。配偶者からの暴力被害者である在留外国人への適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成を行うための専門通訳者養成研修事業を推進している。

政府では、「人身取引対策行動計画2014」に基づ

き、関係行政機関が連携して、人身取引対策の取組を進めている(第8章第7節参照)。

4 性的指向・性自認(性同一性)、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応

性的指向・性自認(性同一性)を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等を背景として、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、被害者の救済を進めている。

法務省の人権擁護機関では、全国50か所の法務局・地方法務局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン¹⁶」を設置して相談体制の一層の強化を図っている。

文部科学省では、学校教育において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)や同法に基づき定められた「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月閣議決定、平成23年4月一部変更)に沿って、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にする教育の推進を図った。社会教育では、社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

¹⁶ 女性の人権ホットライン ナビダイヤル：0570-070-810(全国共通)

第10章

男女共同参画の視点に立った 各種制度等の整備

第1節 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

1 働きたい人が働きやすい中立的な 税制・社会保障制度・慣行

社会保障制度については、適用拡大が短時間労働者の働き方や企業経営に与える影響を踏まえつつ、短時間労働者に対する被用者保険の適用について、令和4（2022）年10月に100人超規模、令和6（2024）年10月に50人超規模の企業で働く短時間労働者まで適用範囲を拡大することを盛り込んだ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が令和2（2020）年5月に成立した（第2章第5節参照）。

民間企業における配偶者手当については、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した。

外務省では、旅券（パスポート）の旧姓併記について、令和3（2021）年4月1日以降の申請について、旧姓の併記を希望する場合には、戸籍謄本、旧姓が記載された住民票の写し又はマイナンバーカードのいずれかで旧姓を確認できれば、旧姓の併記を認めるよう要件を緩和するとともに、旅券の身分事項ページで、併記されたものが旧姓であることを外国の入国管理当局などに対して分かりやすく示すため、英語で「Former surname」との説明書きを加えることとした旨発表した。

内閣府では、各種国家資格等でさらに旧姓使用がしやすくなるよう、各種国家資格等における旧姓使用の現状等に関する調査を実施した。

また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について、調査研究を行った。

2 男女の多様な選択を可能とする育 児・介護の支援基盤の整備

政府は、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月閣議決定）に基づき、男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備などに取り組んでいる。

子ども・子育て支援新制度においては、小規模保育等、地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、その担い手を確保する必要があることから、育児経験豊かな地域の人材を対象として、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要となる知識や技能等を習得する子育て支援員研修事業を実施するとともに、それら支援の担い手の資質向上等を目的として、職員の資質向上・人材確保等研修事業及び指導者養成等研修事業を実施している。加えて、保育士等について、令和2（2020）年度も人事院勧告に準拠した公定価格の改定を行いつつ、平成24（2012）年度に比べ、月額最大8万4千円の処遇改善を実施した。

女性（25歳～44歳）の就業率の上昇や、保育の利用申込者数の伸びが加速している中、平成29（2017）年6月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和2（2020）年度末までの3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿の整備を進めた。また、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するため、令和2（2020）年12月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、令和3（2021）年度から令和6（2024）年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。

加えて、保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援など、引き続き総合的な対策を講じている。

また、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るといった少子化対策と、生涯にわたる人格形成の

基礎や、その後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性の観点から令和元（2019）年10月より開始した幼児教育・保育の無償化を、引き続き着実に実施している。

厚生労働省と文部科学省は、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう平成30（2018）年9月に、令和元（2019）年から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を共同で策定した。同プランでは、放課後児童クラブについて、令和5（2023）年度末までに約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を行うとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指している。

また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。さらに、子供の主体性を尊重し、子供の健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子供の自主性、社会性等の向上を図ることとしている。令和2（2020）年度は、放課後児童クラブについて、施設整備費の国の補助率を1/3から2/3へ上げを行うとともに、放課後児童支援員等の処遇改善などの人材確保対策等を推進した。

厚生労働省では、子育て家庭等の不安感や負担感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができ、子育てに関する相談・援助を行う場の提供や地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」を促進した。

子ども・子育て支援の推進に当たって、子ども及びその保護者等、又は妊産婦がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う「利用者支援事業」（基本型・特定型）を促進している。

また、国や地方公共団体が行うベビーシッター等に関する利用料等の助成について、令和3（2021）年度税制改正において「子育て支援に要する費用に

係る税制上の措置」を創設し、非課税所得とした。

厚生労働省では、高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図っている。

また、全国の主要なハローワークに設置された「人材確保対策コーナー」において、医療・福祉分野等のきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施している。

介護人材の確保のため、介護分野への元気高齢者等の参入促進セミナーの実施、介護職員に対する悩み相談窓口の設置等への支援等を地域医療介護総合確保基金に新たに位置付けたほか、介護職の魅力や社会的評価の向上を図り、介護分野への参入を促進するため、介護を知るための体験型イベントの開催や、介護助手等多様な人材の参入を促しつつ、外部コンサルタント等を活用し、リーダー的介護職員の育成等チームケアの実践による介護の提供体制や、地域の事業者間・他職種連携による介護業務効率等について、先駆的に実施される取組を支援し、その全国展開を図るなど、多様な人材の確保等に向けた取組を推進した。

さらに、介護労働者の雇用管理改善を促進する「介護雇用管理改善等計画」（平成27年厚生労働省告示）に基づき、介護労働者の身体的負担の軽減に資する介護福祉機器を導入した事業主や、賃金制度の整備等を行った事業主への助成、介護労働安定センターによる雇用管理改善の相談援助及び実践力を備えた介護人材の育成を図るための介護労働講習を実施した。また、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習に加え、介護事業所の雇用管理改善に係る好事例把握やコンサルティング等を行う事業を引き続き実施した。

加えて、国民が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指している。

また、子の看護休暇等について時間単位での取得を可能とすることを規定した改正法令（令和3（2021）年1月1日施行）について、円滑な施行が図られるよう、改正内容の周知を図っているほか、男性の育児休業の取得を促進するため、育児・介護休業法等の改正法案を第204回国会（令和3（2021）年）に提出した（第2章第2節参照）。

国土交通省では、公的賃貸住宅等における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、既存の公営住宅や改良住宅の大規模な改修と併せて子育て支援施設等の生活支援施設の導入を図る取組への支援、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行った。

さらに、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を推進しているほか、公共交通機関、公共施設等におけるバリアフリー化を踏まえ、ベビーカーの利用等、子育てしやすい環境づくりに向けた取組を行っている。

加えて、全国の高速道路のサービスエリア及び国が整備した「道の駅」において、令和3（2021）年度を目途に、24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保等を完了させるなど、高速道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援の取組を推進している。

令和元（2019）年6月18日、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において策定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づき、内閣府、厚生労働省、文部科学省、国土交通省及び警察庁では、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果を踏まえ、必要な対策を推進している。

加えて、警察庁では、子供の通行が多い生活道路等での交通指導取締りに活用できる可搬式速度違反自動取締装置の全国的な整備拡充を図り、子供の交通安全の確保に取り組んだ。

消費者庁では「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進し、子供の事故防止に取り組んでいる。具体的には、保護者等に向けた注意喚起を行うとともに、事故予防のポイントなどをまとめ「子ども安全メールfrom消費者庁」や「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」で定期的に発信するなど、子供の不慮の事故予防に関する啓発活動を行っている。

また、子供の事故の実態及び事故防止に向けた各種取組等について「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」において情報共有するとともに、「子どもの事故防止週間（令和2（2020）年度：7月20日～26日）」を定め、関係府省庁が連携して集中

的な広報活動を実施している。

第2節

男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

政府は、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図っている。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の更なる充実を図っている。

内閣府では、国及び地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）における男女共同参画社会の形成に関する苦情処理や人権侵害事案の被害者救済体制等について、令和元（2019）年度の把握を行い、取りまとめた。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員を中心に、（ア）各地の男女共同参画センター等で定期的な相談所の開設、（イ）デパート等に設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策に関する苦情の受付等の活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、「人権週間」等の多様な機会を通じて、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

文部科学省では、学校教育において、児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の意識を高める教育を推進しており、この一環として、「人権教育研究推進事業」、「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施した。

第11章

教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進

第1節 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進

国民全てに男女共同参画の意識を深く根付かせるため、男女共同参画の理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開している。

内閣府では、男女共同参画に関する国、地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等による情報発信を行った。また、令和2（2020）年6月23日から同月29日までの「男女共同参画週間」において、「そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」「ワクワク・ライフ・バランス」をキャッチフレーズに定め、広報・啓発活動において活用した。

また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関）（UN Women）、国連女性の地位委員会（CSW）、女子差別撤廃委員会、アジア太平洋経済協力（APEC）女性と経済フォーラム、Women20、各種地域機関等、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・分析し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌等を通じて、情報を提供している。

さらに、海外に我が国の男女共同参画の現状や取組を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

国立女性教育会館では、男女共同参画や女性の活躍推進等に関する統計情報等のリーフレット作成・配布、男女共同参画統計学習パネルの展示・貸し出し等を通じて、男女共同参画社会の形成に資する情

報の普及に努めている。また、同会館のホームページのほか、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”」により、収集した資料・情報等を広く公開するとともに、調査研究の成果を電子的形態で公開するためのシステム（リポジトリ）を通じて提供している。

法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から同月10日（人権デー）までの「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国各地で女性の人権に関する人権啓発活動を実施している。

2 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発

内閣府では、男性や若者世代にとっての男女共同参画社会の意義と責任や、地域・家庭等への男性や若者世代の参画を重視した広報・啓発活動の一つとして「“おとう飯” 始めようキャンペーン」を実施している（第2章第3節参照）。

3 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進

内閣府では、男性、子供・若者世代等を含め、国民各層に対し、男女共同参画社会の形成の意義と責任や、それぞれの立場からの参画への取組を重視した広報啓発活動を推進している。

国立女性教育会館では、男女共同参画統計リーフレットの作成・配布、男女共同参画統計学習パネルの展示等を通じて、男女共同参画の形成に資する情報を発信している。また、所蔵する図書をテーマごとに選定し、パッケージ化して全国の大学、高等専門学校、女性関連施設等へ広く貸し出している。

第2節

男女共同参画に関する男性の理解の促進

内閣府では、男性の家事・育児等への参画促進に関する普及啓発活動を行った（第2章第3節参照）。

厚生労働省では、男性の仕事と育児の両立を推進する「イクメンプロジェクト」を実施している（第2章第2節参照）。

第3節

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

1 男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図っている。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めた。

文部科学省では、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、道徳、特別活動等の指導を行うなど、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての指導の充実を図っている。

また、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進している。

経済産業省では、先進的な教育支援活動を行っている企業・団体を表彰する「キャリア教育アワード」や、文部科学省と共同で教育関係者と地域・社会や産業界等の関係者の連携・協働によるキャリア教育に関するベストプラクティスを表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を実施している。令和2（2020）年度は、新型コロナの影響により、それらを中止せざるを得なかったが、過去の「キャリア教育アワード」受賞実績のある企業・団体によるコロナ禍における取組事例等を調査・公開することによりキャリア教育の普及・推進を図った。

国立女性教育会館では、高等教育機関における男

女共同参画の推進のため、大学等の教職員を対象とした「大学等における男女共同参画推進セミナー」を実施した。また、令和2（2020）年度は文部科学省の「次世代のライフプランニング教育推進事業」を受託し、初等中等教育機関の教職員、教育委員会など教職員養成に関わる機関の職員を対象とした「男女共同参画の推進に向けた教職員研修」を実施した。さらに、男女共同参画を推進するリーダー等の人材の育成・研修の実施、「男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究」や「男女共同参画統計に関する調査研究」を行った。また、国内外の専門的な資料や情報を取りまとめて整理、提供するとともに、女性アーカイブ¹⁷の構築を進め、全国的にその成果の還元を図っている。

2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

文部科学省では、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学や専修学校等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムを、職業実践力育成プログラム（BP）やキャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定し、女性を含む社会人の学び直しを支援している。

また、大学・専修学校等の教育機関が産業界等と協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムを開発・実証する取組等を推進している。進路・就職指導については、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進している。

さらに、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や、普及啓発を行っている。

次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、高等学校・大学で活用できるライフプ

¹⁷ 「国立女性教育会館 女性デジタルアーカイブシステム」 https://w-archive.nwec.jp/il/meta_pub/G0000337warchive

ランニング教育プログラムや、教員が学校現場で生じる「無意識の思い込み」(アンコンシャス・バイアス)等について理解を深め、指導に役立つ気づきを得るための教員研修プログラムの開発を行った。

経済産業省では、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力とキャリアオーナーシップを持つことの必要性を整理した「人生100年時代の社会人基礎力」について女性を含む社会人になる学生や、大学等で教育に携わる方々との意見交換等を通じて普及を図った。

国立女性教育会館では、4次計画等で示された政府の政策に沿って、男女共同参画を推進するためのリーダーや次代を担う女性人材等の育成・研修、基盤整備のための調査研究を実施した。また、多様な主体へホームページやSNSなどのICTを活用した広報・情報発信を充実・強化し、アジア地域等の女性のエンパワーメント支援や、eラーニングによる教育・学習支援の推進を図っている。さらに、男女共同参画の教育・学習を促進するために、放送大学と連携してオンライン講座を実施している。

第4節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等

内閣府では、メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかけている。また、女性や子供の人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行っている。

また、青少年インターネット環境整備基本計画(第4次)等に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進している。また、地域における有害環境の浄化活動に関する取組を促進している(第8章第9節参照)。

総務省では、子供の健全な育成とメディアの健全な利用の促進に資するメディア・リテラシー(メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能

力)について放送、インターネット、携帯電話等の状況に照らしメディア・リテラシーの育成・向上に資する取組を行っている。さらに、専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」¹⁸を平成21(2009)年度より毎年更新・作成して公表し、普及を図っている。また、青少年のインターネット・リテラシーを可視化する取組を行い、リテラシー向上施策の推進に努めている。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの啓発資料の作成・配布等を実施した。

経済産業省では、関係者と連携して、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を促進している。

第5節

学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

内閣府では、メディア業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に関する取組を促すとともに、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努めている。

文部科学省では、各種会議をはじめ様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性管理職の割合が高い地方公共団体における取組の好事例の横展開を図るとともに、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかけた。また、5次計画を踏まえ、各教育機関や教育関係団体における意思決定層への女性の登用について、具体的な目標設定を行うよう要請した。その際、学校に関しては校長と副校長・教頭のそれぞれについて目標設定を行うよう促した。

¹⁸ 総務省 インターネットトラブル事例集 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

第12章

男女共同参画の視点に立った 防災・復興体制の確立

第1節

防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

内閣府では、令和2（2020）年5月、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成した。作成に当たっては、パブリックコメントを実施し、およそ700件の御意見について可能な限り反映するよう努めた。また、同月には、ガイドラインの内容を踏まえ、防災基本計画の修正を行った。ガイドライン及び防災基本計画の修正の内容について周知するため、男女共同参画局長と政策統括官（防災担当）の連名で、地方公共団体の男女共同参画担当部局と防災・危機管理担当部局に対する通知を発出した。また、都道府県及び政令指定都市の男女共同参画主管課長を対象とした会議等においてガイドラインの活用徹底を促した。

「令和2年7月豪雨」の発生の際には、被災地に派遣される「内閣府調査チーム」の一員として初めて男女共同参画局の職員を熊本県庁に派遣した。派遣された職員は、被災市町村や避難所を巡回し、ガイドラインの周知・活用の依頼等を行うとともに、熊本県に対して、ガイドラインに基づく取組を促した。

12月からは、地方公共団体において災害対応に携わる全ての職員が、ガイドラインの内容を参照しながら、男女共同参画の視点からの防災施策を企画立案・実施できることを目的とした「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」の改定を進め、改定の方向性について議論するための検討会を開催した。

第2節

復興における男女共同参画の推進

内閣府では、引き続き、福島県において、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関

する、相談窓口を設けて相談を受け付けるとともに、全国からアドバイザーを派遣して、相談員の相談対応能力の向上を図り、地元行政機関相談窓口への移行を促進するための研修等を実施した。

復興庁では、被災自治体や復興に向けて各地で活躍する方々の参考となるよう、東日本大震災からの復興に当たり、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」として公表している。最新の第22版においては、115事例を公表している。この事例集等も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。

また、セミナー、研修会などを被災自治体等のニーズに応じて実施している。

第3節

国際的な防災協力における男女共同参画

第58回CSW「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（平成26（2014）年）及び第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」（平成27（2015）年）等やG20サミットの機会に発表された「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」（平成31（2019）年）を踏まえ、男女共同参画の視点に立った国際的な防災協力を実施している。

第13章

男女共同参画に関する 国際的な協調及び貢献

第1節

女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な男女共同参画・女性活躍に係る動きと連動してこれを推進してきており、具体的には、女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会（CSW）を始めとする国際会議等における議論や、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、また、G7やG20といった多国間の枠組みや、アジア太平洋経済協力（APEC）やASEANといった地域の枠組みでの議論を踏まえ、実施している。

女子差別撤廃条約については、第9回定期報告に向けて準備を進めている。令和3（2021）年3月、CSWにおいて、「ジェンダー平等の達成と全ての女性と女兒のエンパワーメントに向けた女性の公的領域における完全かつ効果的な参画と意思決定及び暴力の根絶」をテーマに、合意結論文書が採択された。我が国からは、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が参加し、一般討論及び閣僚級円卓会合にてビデオメッセージ形式でステートメントを述べた。また、同月に、第4回世界女性会議にて北京宣言・行動綱領が採択されてから25周年を記念した「平等を目指す全ての世代のためのフォーラム（GEF）」の閣僚級会合がオンラインで開催され、内閣府男女共同参画局長がテーマ別議論に参加したほか、メキシコ政府主催の「ジェンダー平等に向けたフレンズ・グループ」立ち上げ会合に外務副大臣が、フレンズ・グループ¹⁹及びGEFの行動連合の1つである「ジェンダーに基づく暴力」への参画をビデオメッセージ形式で表明した。

第2節

男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮

1 開発協力大綱に基づく開発協力の推進

政府は、平成27（2015）年2月に閣議決定した「開発協力大綱」及びそれに基づく「女性の活躍推進のための開発戦略」に則り、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントに積極的に取り組んでいる。

また、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進した。特に、新型コロナ拡大を踏まえ、ジェンダー平等の視点に立った各種対応策を含む様々な支援において、UN Women等との連携・協力を努めている。

さらに、我が国は人間の安全保障に直結する地球規模の課題として、保健分野における取組を重視している。我が国が平成27（2015）年12月に発表した「平和と健康のための基本方針」を踏まえ、全ての人が生涯を通じて必要な時に基礎的な保健サービスを負担可能な費用で受けられる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」の実現を目指して、女性の医療アクセスの改善、栄養改善、母子健康手帳の普及等の母子継続ケアの支援、医師や看護師、助産師等の保健人材の育成、国際機関等を通じた性と生殖の健康サービスの提供等を行っている。

¹⁹ フレンズ・グループとは、ジェンダー平等の実現と1995年に採択された北京宣言・行動綱領の実施を加速化させるための国際社会での協力・連携を目的にメキシコ政府が有志国によるグループの立ち上げを提案したもの。

2 女性の平和等への貢献

我が国は、平和構築の観点から、女性を被害者の側面で捉えるだけでなく、国連安保理決議第1325号女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）及び関連決議履行を目的とした、平成27（2015）年に策定し、平成31（2019）年3月に改訂した第二版の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」に基づき、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進した。平成30（2018）年4月のG7プロセスにてG7女性・平和・安全保障（WPS）パートナーシップ・イニシアティブが発表されたことを踏まえ、日本がスリランカをパートナー国とし、令和元（2019）年度から開始したスリランカのWPS行動計画の策定及び紛争寡婦世帯のエンパワーメントを含めたWPSアジェンダ推進を、引き続き支援した。さらに、平成29（2017）年7月のG20ハンプルク・サミットで立ち上げが発表された女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）に対しても、トップドナーの一つとして積極的に貢献した。

内閣府国際平和協力本部事務局では、国際平和協力隊の隊員派遣前研修を実施しており、安保理決議第1325号の要請を反映し、ジェンダーに関する講義を行っている。一般的なジェンダーに関する知識の付与だけでなく、派遣先国のジェンダー特性への理解の促進を含めた現地でのより効果的な活動に結び付くような教育を実施している。

3 国際機関等との連携・協力推進

我が国は、国連女性機関（UN Women）や、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所を始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメント及び紛争下の性的暴力の防止・対応のための諸活動に対する積極的な協力を努めた。加えて、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金への拠出を通じて、生存者に対する償いや救済へのアクセスの促進を支援した。

また、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化している。

4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

我が国は、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加を積極的に進めるとともに、国際機関への就職支援を強化している。また、令和2（2020）年度も「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」として、平和構築・開発の分野で文民専門家として活躍できる人材の育成に取り組むとともに、国際機関等でのキャリア構築に向けた支援を実施した。現在、国連は女性職員の採用に力を入れていることなどから、当該事業の実施が国連機関における邦人女性職員の増強につながることも期待される。

令和元（2019）年9月、国連UHCハイレベル会合を受けて採択されたUHC政治宣言にも、母子保健や女性・女兒に対する保健のみならず、女性のエンパワーメント及びジェンダー平等に関する文言が取り入れられており、令和2（2020）年は、開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ヘルス分野における活動に対し、国連人口基金（UNFPA）や国際家族計画連盟（IPPF）を通じた支援を行うとともに、新型コロナ対策においても、ジェンダー、水・衛生、栄養・食料、教育等、分野横断的な支援を通じ、感染症に強い環境整備を行った。

教育分野では、平成27（2015）年9月に発表した、我が国の教育協力政策である「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、女性・女兒のエンパワーメントとジェンダー平等に配慮した教育協力を実施している。

このほか、「アジア・太平洋、アフリカの女性交流事業」は、日本、アジア・太平洋諸国及びアフリカの行政官や女性支援団体等の交流プログラムを行う予定であったが、新型コロナの影響により、令和2（2020）年度は、アフリカの基礎情報や現地のニーズ調査、オンラインによる情報共有・意見交換会を実施、令和3（2021）年度に向けた交流プログラム案の検討を行った。

5 国際会議等における日本の貢献と取組の発信

令和2（2020）年は、世界女性会議において「北京宣言・行動綱領」が採択されてから25周年を迎えた記念の年であったことから、当初多くの関連行事

が予定されていたが、新型コロナの拡大により、その多くが開催日程や形態の変更を余儀なくされた。その一方で、オンラインによる会議開催が活発化した。

国連の枠組みでは、令和2（2020）年10月に第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」がニューヨークの国連本部で開催され、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からビデオメッセージ形式でステートメントを述べた。

また、令和2（2020）年は国際的な平和と安全保障の文脈に「女性」を関連づけた国連安保理決議第1325号が採択されてから20周年であることから、安保理の非常任理事国のメンバーであるベトナムが国連と共に「女性・平和・安全保障（WPS）国際会議」を開催し、外務副大臣が日本のWPS分野の取組をビデオメッセージ形式で発表した。

このほか、様々な国際会議がオンラインで開催され、ジェンダーの視点に立った新型コロナ対応策の重要性について議論が活発に行われたが、日本も共通の課題を抱える立場から、ポスト・コロナ時代のより良い社会づくりに向けて積極的に参加した。具体的には、令和2（2020）年6月に国連女性機関（UN Women）主催の「新型コロナウイルス感染症対応に関するアジア・太平洋地域の男女共同参画担当大臣オンライン会合」において、我が国の取組やDV対策の強化の成果と展望について発信した。

また、同年9月にUN Womenとアジア開発銀行（ADB）によるハイレベルオンライン円卓会議「新型コロナウイルス感染症の応急対応と回復におけるジェンダー平等の推進」が開催され、内閣府審議官が出席した。

多国間の枠組みでは、日米韓の間で行われたSTEM分野における女性のエンパワーメントについての議論に参加したほか、G20の枠組みで行われている「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の各種活動に日本民間代表と共に参加した。

また、G20のエンゲージメント・グループの1つであるW20（Women 20）の「G20の政策：女性の経済的エンパワーメントの促進」をテーマにしたハイレベルセッションに内閣府男女共同参画局長が参加したほか、「ジェンダーに対応した経済回復、ポスト・コロナ時代：UN WomenとW20によるハイレベル・セッション」に外務省参与・女性担当

大使が参加した。G7及びG20においては、新型コロナの拡大により経済的・社会的に影響を受けた女性・女兒の状況を踏まえ、より良い社会作りに向けた議論が行われた。

地域の枠組みにおいては、令和2（2020）年9月に「新型コロナウイルス感染症の女性への影響と取組」をテーマに女性と経済フォーラムが開催され、APEC域内の対応策について議論が行われた。フォーラムの成果として「APEC女性と経済フォーラム2020声明」が採択されるとともに、「女性と経済フォーラム」として、女性を新型コロナウイルス対応の取組の中心に置くことが宣言された。我が国からは、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が参加し、我が国の方針、DV対策、雇用への取組について発言を行った。

同年12月に「女性に関するASEAN+3委員会」第12回会合が開催された。「女性のリーダーシップと政治参画の促進」をテーマに意見交換が行われ、内閣府から我が国の取組等について報告を行った。

OECDにおいては、令和2（2020）年4月にジェンダー主流化作業部会第2回会合が「新型コロナウイルス感染症危機への応急対応」をテーマにオンラインで開催され、参加各国のジェンダーに配慮した取組が共有された。また、同年9月に行われた第3回会合では、ジェンダーに配慮した新型コロナからの回復策の政策概要に関する議論が行われた。同年10月には、OECD閣僚理事会が開催され、新型コロナの影響から回復するためにジェンダー平等の重要性を認識し経済回復の主要な推進力として女性のエンパワーメントに取り組むことが打ち出され、成果文書として閣僚声明が採択された。また、その背景資料においてOECDの分析基盤を増強することが明記された。

こうした議論に加えて、令和3（2021）年3月8日の「国際女性の日」に当たって、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からメッセージを発出した。また、同月末、外務省は国内外からの有識者の参加を得てウェビナー「国際女性記念の年に寄せて」を開催し、女性のエンパワーメントと社会・経済・政治、女性とスポーツ、女性の平和・安全保障への参画に関する議論を深めた。